

第五十一回国会 大蔵委員会 議 録 第二十八号

(三三〇)

昭和四十一年三月三十日(水曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 三池 信君

理事 金子 一平君

理事 坊 秀男君

理事 吉田 重延君

理事 堀 昌雄君

理事 岩動 道行君

理事 奥野 誠亮君

理事 小山 省二君

理事 田澤 吉郎君

理事 西岡 武夫君

理事 村山 達雄君

理事 山本 勝市君

理事 渡辺美智雄君

理事 佐藤觀次郎君

理事 山田 耻目君

理事 竹本 孫一君

出席國務大臣

建設大臣 瀨戸山三男君

國務大臣 安井 謙君

出席府政務委員

總理府總務副長 細田 吉藏君

總理府事務官 井原 敏之君

行政管理局長 鹿野 義夫君

總理府事務官 藤井 勝志君

合開発局長 岩尾 一君

大蔵事務次官 大蔵事務官 武藤謙二郎君

大蔵事務官 松永 勇君

大蔵事務官 松永 勇君

大蔵事務官 松永 勇君

大蔵事務官 松永 勇君

大蔵事務官 松永 勇君

大蔵事務官 松永 勇君

大蔵事務官 松永 勇君

大蔵事務官 松永 勇君

委員外の出席者

建設事務官 竹内 藤男君

建設技官 古賀雷四郎君

河川局長 川島 一郎君

民事局第一課 津吉 伊定君

大蔵事務官 大塩洋一郎君

主計官 岡田 純夫君

建設事務官 石川 一郎君

都市局都市計 佐藤 寛政君

自治事務官 今井 一男君

自治事務官 光三君

大臣官房参事 坂井 光三君

自治事務官 坂井 光三君

自治事務官 坂井 光三君

自治事務官 坂井 光三君

自治事務官 坂井 光三君

自治事務官 坂井 光三君

自治事務官 坂井 光三君

自治事務官 坂井 光三君

自治事務官 坂井 光三君

自治事務官 坂井 光三君

自治事務官 坂井 光三君

自治事務官 坂井 光三君

自治事務官 坂井 光三君

自治事務官 坂井 光三君

自治事務官 坂井 光三君

自治事務官 坂井 光三君

自治事務官 坂井 光三君

自治事務官 坂井 光三君

自治事務官 坂井 光三君

自治事務官 坂井 光三君

自治事務官 坂井 光三君

自治事務官 坂井 光三君

自治事務官 坂井 光三君

三月三十日

委員谷川和穂君辞任につき、その補欠として渡辺栄一君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

都市開発資金融通特別会計法案(内閣提出第四四号)

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇五号)

提出第一〇五号

昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第七七号)

昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三号)

国家公務員共済組合法及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(有馬輝武君外十二名提出、衆法第六号)

三池委員長 これより会議を開きます。

参考人出席要求に関する件についておはかりいたします。

都市開発資金融通特別会計法案について、本日午前十一時より、日本道路公団副総裁佐藤寛政君に参考人として委員会に出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

三池委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

内閣提出の、昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び有馬輝武君外十二名提出の国家公務員共済組合法及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案の各案について、本日午後二時より、国家公務員共済組合連合会理事長

今井一男君に参考人として委員会に出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

三池委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

横山委員 建設大臣時間の関係があるそうでございますから、大臣にこの法案の基礎となつております考えについてまず伺いたいののであります。都市開発という非常に膨大な構想を持たれることはけっこうであります。資金を拝見しますと何と云つた十五億、工場と地の買い上げや、道路、公園用地の先行取得等に十五億円とは一体何たることであるのかと思われるのであります。私も大蔵委員会としては、特別会計を設定することに常にきわめて慎重であつて、今日の日本の財政が庶民的にわかないといわれておる一つの隠れみのとして四十五の特別会計というもの設定をされるということは財政上よろしくないと考えておる。しかし、あなたが言われるような都市開発ということが大きなテーマであり、それだけの事業量なり政治的な価値があるならばともかくとして、十五億円で特別会計を設定して空高くアドバランを上げる価値なしと判断をする。それで、一体、建設大臣としては、当初この法案の趣旨並びに構想、その金額はどういうものであつ

た。

た。

た。

た。

た。

た。

た。

た。

た。

た。

た。

た。

た。

た。

た。

た。

た。

た。

た。

た。

た。

たか、まず伺いたい。

○瀬戸山国務大臣 十五億円でこの法律が趣旨としております都市開発の一端をになおうというのは、それはお説のとおり、これだけ見るとこっけいだと思っております。しかし、大都市問題の解決は非常に緊急な課題であって、しかも難事であります。そこでいろいろな手法を考えますが、やはり大都市内にできるだけ公共的な用地を取得したい、これが一つの都市の近代化のものであり、また、各種の公園その他公共的な施設をするものであります。ところが、御承知のとおり、たとえば、工場あと地等もなかなか簡単に取得ができない、直ちに使う場合は、あるいは先行取得というような事業費の中からやりまされども、一般財政から、事業計画が出されても、必ずしもそれに伴う事業予算がつかない、これは申し上げるまでもなく横山さん御承知であります。そういう意味で、これにありまされども、たとえば東京と大阪の工場を制限をして、むしろ外部へ出してもらいたいということがあつたわけでありまです。それのあとの土地などを、この際地方公共団体の公有地としてできるだけ取得して、それをおもむろに公園なり広場なり、あるいはその他の公共的な施設に使う、どうしてもこれ一つで大都市問題が解決するとは思いません。思いませんが、そういうことをしなければならぬ。東京、大阪のみならず、今後東京、大阪の二の舞いをしないようなことを他の大都市にもやるべきである、これはその一環であります。そういう意味でこういう新しい考え方をどうしても出したい。そこで、理想的に申し上げると、これは金はいくらあつても足りませんけれども、私どもは四十一年度で二百三、四十億、少なくともそのくらいなければならぬという構想を立てましたが、御承知のとおり、ものを始めるときにはなかなか考えたとおりいかない。それで両方で十五億とということですが、旧態依然たる行政ではだめだから、少なくとも新しい手段を立ててこれを推進するということではだめだ、

こういうことで始めておるわけでありまです。したがって、十五億円で特別会計法をつくって特別会計だなんてこっけいじゃないか、全くそのとおりであります。しかし、私どもはこれを数億億にしようという政治努力と申しますか、政府自身もそういう覚悟で、将来それだけの仕事をしなければ、大都市問題なんかで空論のような意見を言っておつてもだめだ、こういう姿勢であります。で、この際は、現在の法案及び予算だけをこらにならんとおっしゃるとおりであります。ぜひ御協力を願いたい。これは余談でありますけれども、たとえば、古都保存法の関係で二億円の予算をつけ、関東地方の大都市周辺に緑地をつくることについて二億円というちやちや予算をつけておりますが、こういうこと自身もなかなか日本の政治では実現しない、しかし、こういうことで将来に備える新たな政治をしなければだめだというのが私の考えでありますけれども、金額だけを見ますと、まあこっけいとおっしゃれば全く私もこっけいのような気がいたしますが、そういうことをして今日のお互いの苦悩を解決する道を開こう、こういうことではありますから、御理解を願いたい。

○横山委員 この都市開発資金の貸付けに関する法律案で今度行なわれる貸し付けについて、第一条で二つに分けておられます。この第一、首都圏並びに近畿圏の工業等制限区域内にある工場等の敷地で計画的に整備改善をはかる必要がある区域内にあるもの、これはその十五億円のうちの何億円でですか。

○瀬戸山国務大臣 第一条を東京、大阪とその他と、一と二に分けておられますが、これは十五億円のうちで大体東京、大阪の分を十三億、ほかを二億ぐらい、ことはその程度であります。これはさつき申し上げたように、この資金はぜひ将来拡大しなければならぬ、こういうことではあります。

○横山委員 第一号の分が十三億円で、第二号の政令で定める大都市の主要な道路、公園、緑地、広

場等の政令で定める公共施設で、都市計画法の規定により都市計画として決定されたものの区域内の土地、この二号がそうすると二億円ということになりますか。

○竹内政府委員 今年度の事業といたしましては、十三億円を第一号、それから二億円を二号の資金に考えております。

○横山委員 昨年、話に聞きますと東京都へ十億円ばかりこの種の金を出したというのですが、その結果はどうでありましたか。

○竹内政府委員 三十九年度におきまして、工場等の移転あと地の買い取り資金に充てるために十億円の起債が東京都について許可されております。この十億円の資金をもちまして、東京都内におきまして、都市計画的に見て適当と思われる工場あと地の敷地を買収いたしております。

○横山委員 実績はどうでしたか。

○竹内政府委員 件数にいたしまして五件でございます。金額にいたしまして十億円です。

○横山委員 建設大臣にお伺いしたいのですが、まあ、私が地元だからというわけじゃないのだけれども、首都圏と近畿圏を中心にした、それで中部圏がその中に入っていない理由でございますね。

私は手前みそではありますけれども、大臣すでに御存じのとおり、中部圏、特にその中心地帯にある名古屋が都市計画が非常に発展して、市民の協力があることは御存じのとおりであります。協力的であるところだからといって、まだこの種の一項に該当をすることがないというわけではもちろんないのであります。ぜひある。しかし、それをさらに徹底をしなければならぬ個所が幾つもあるのですが、協力的であるところ、実績の上がたつておるところは削除して、協力的でないところ、努力していかねけれども、比較的進まないところ、努力していかねるところははたして、努力してないところ、こういうような政策の恩恵を与えるというところは、いかなるものかと思ふのですがどう思ふますか。

○瀬戸山国務大臣 決して名古屋等の地域を疎外しようという考えではございません。横山さんお

話のとおり、名古屋の都市計画は、広島と並べて日本の最優秀なところでございます。特に名古屋の都市計画は、広島に比べて大規模でありますから優秀なところであります。余談になりますけれども、私は、名古屋については、どうかひとつ、この現在行なわれておるような都市計画を、東京あるいは大阪の二の舞いにしないように、今後とも外周、周辺についてもぜひこの構想をやつてもらいたい、このことはしばしばお願いしておるわけでありまです。ただ、ことは、先ほど申し上げましたように、ほんとうの初年度でありまして、しかも、東京あるいは大阪は、御承知のように、別な法律で工場あるいは学校等の施設を制限し、拡張制限と、新設を断るのみならず、公害等の関係もありまして、できるだけ外周、外へ出てもらいたい、またそういう希望もあるわけでありまです。中にありますと、工場規模として拡張したいけれども、それは許されぬ、しかも、交通事情等も御承知のとおりでありますから、外に移りたい、けれども、なかなかあとの用地を他のものに利用を許しませんから売れない、したがって、当然そういうところは公共用地としてできるだけ取得すべきである、こういうふうな地帯がありますので、さしあたりこの小さな金額から、東京、大阪としておりますが、これはやはり資金の規模を拡大して、東京、大阪以外にほかにもいろいろな要望がありますから、ぜひそういうところの希望と申しますか、計画もこの手法によつて実現していただきたい、かように考えておるわけでありまして、決して積極的に協力されるところを疎外しよう、こういう考えはございませんから、どうかひとつ御理解いただきたいと思います。

○横山委員 それは納得ができませんのであります。なるほど、広島や名古屋あるいは北九州もはなれておるわけですが、あなたはそれらの協力を大いに奨励しておるが、何か、そこがひとつの完成された姿だからとは言わぬけれども、相当のレベルだから、いまレベルの下のはう

を上げる、こういうんじや、一生懸命に都市計画を行ない、協力した市民の諸君は、何だ、ほっておけば政府が援助してくれるそうじやないか、それなら何もおれたちは市と一緒に協力する必要はないじやないかという気分を起すことは、私は当然だと思ひます。したがって、資金の配分が多少の違いがあるならいいけれども、法律の中で首都圏と近畿圏といったところが、結局は首都圏の中の東京都市、近畿圏の中の大阪であるとか、あるいはほんの一、二の県の工業制限地域だということに私はなると思う。それだったら、この中部圏をこへうたうべきではないという積極的な理由がどこにあるのか。これは大臣として、政治的判断として、どのぐらいのお金を配分するかは別として、あなたのお話であれば、必ず法律を改正してつけ加えるというのであるならば、いまだこれに入れていかぬのであるか、なぜこの中へ中部圏が入っていないかぬのであるか。聞くところによりますと、全国の市長会、議長会におきましても、これは異なことだ、入れるべきであるという意見が相当あったのを、建設省がまあまあ待ってくれ、金が少ないから待ってくれ——銭の問題じゃないと私は思うのです。政治的な効果、及び市民、県民に対する説得力の問題であるから、なぜこれに入れなかったか。いまからでもおそくないと思うのです。入れてもらいたいと思う。

○瀬戸山國務大臣 先ほど来お答えいたしておりますように、首都圏の東京あるいは近畿圏の大阪、神戸等は、先ほど申し上げましたように、それらの法律によって、工場、学校等の設備拡充、新設をある一定規模以上のものは制限いたしておるわけでありまして、それだけの区別でありまして、別に取り扱いを区別するということではないのであって、そういう意味でそういう制限をしておる。法律の扱いを受けておるところと現在そうでないものととの区分けをしておる、こういうことでございます。

○横山委員 そういう法律が現にあるからというのは、まことに大臣のおことばとも思ふぬ官制的な言い方だと思ふのです。もしもそういう法律があるなら、あわせてすぐに法律を提出すればいい。こんな首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律や近畿圏の同じような法律ならきわめて簡単でありますから、それとあわせてやれないことはないでしょう。大臣のお話はきわめて官僚的なお話で、説得力は全然ありませんよ。あなたのお話によると、近い将来必ず入れる、こういうお話なんですけれども、この法律がいま国会を、大蔵委員会をかりに通過して、一年足らずのうちに法律を改正すべき必然的な理由が一体あるだろうかとは私は心配するのです。もしも大臣がなるべく早くというならば、この都市開発資金の貸付けに関する法律の第一条の改正をする、ここで言い切れますか。それならばまだ思すべき点がある。

○瀬戸山國務大臣 これは私は、いまの考えでは、あえて法律を改正しなくても、この法律の第二でやる、それ以外の大都市は政令で必要な規定をするつもりでありますから、法律自体を改正することは必要でない、いまはさように考えております。

○横山委員 それは妙な話です。この都市開発資金の貸付けに関する法律をずっと拝見しまして、第一条の第一号は、明らかに首都圏並びに近畿圏と書いてあるのですが、この明文の規定の中で中部圏をやるる条項はどこにありますか。

○瀬戸山國務大臣 これは法律の条文で御説明申し上げるまでもなく横山さん御理解願つておると思うのですけれども、第一条のイ、ロで首都圏並びに近畿圏ということにいたしております。それから二に「人口の集中の著しい政令で定める大都市（その周辺の地域を含む）」これで大都市という今後この法律を適用していこうという地域を指定する、こういうことでございます。

○横山委員 大臣は法律をお読みになつてゐるのですか。私の言つてゐるのは、第一条の一によつて——貸し付けの方法は第一条の一と二と違ふのです。二の「人口の集中の著しい政令で定める大都市」の中に北九州や名古屋が入つてゐることはわかり切つてゐるのです。承知をしてゐるのです。第一条の一の中にどこに入るかといつて聞いてゐるのです。法律改正をせずしてどこに入りませうか。

○竹内政府委員 第一条の第一号のほうは、法律でそこに書いてございますので、工業の制限区域に限られると思ひますが、将来工場と地等を都市計画施設として使う、たとえば街路あるいは公園といふようなもの……（横山委員）それは二です。一のことを聞いてゐる。と（呼ぶ）一のほうは、首都圏、近畿圏の制限区域に限られてゐると思ひます。

○横山委員 大臣、それじゃおわかりですね。法律改正をせずに第一条の一の中に中部圏は入りません。それで、もう一べん質問しますけれども、あなたは第一条の一の中で政令で中部圏もやれるとおっしゃつたけれども、それは間違ひなんですよ。それで、あなたが中部もぜひ入れたらというなら、法律改正をしなければいかぬと私は言つてゐる。あなたは将来入れたらというならば、この次の機会に——明年のこの国会で法律改正をして、第一条の一の中に中部圏を入れてよろしいなと聞いてゐる。

○瀬戸山國務大臣 あるいは私の御説明が、もの言ひ方が悪かつたかもしれませんが、第一条の第一号に中部圏を入れるということを申し上げたのじやありません。第一条の第一号イ、ロは、さつき申し上げましたように、法律で各種の制限をしてゐる地域のものを書いてあります。その他は第二号で処理する、こういうことでありますというのを申し上げたつもりでございます。

○横山委員 何かあなたのれんを押してゐるような感じがしてゐるが、あなたはわかつてゐるんでしょ、私の言うことが、わかつてゐるはずですよ。二の中に入つてゐることは、初めからあなたも私も承知の上で話をしてゐる。一の中になぜ入れないかということが最初からの議論の焦点になつてゐる。あなたは一の中にも入れるべきだ、こうい

うことをおっしゃつたから、私がそれはいつ入れてくれるんだというのを追つてゐるんですよ。ですから、もっと率直に、一条の一の中になぜ中部圏が入らないのかということが焦点ですから、それはあなたも納得していらつしやるようだから、いつどうしてくれませうか、もしも趣旨として賛成ならば、いまこの法律案を修正してもいいじやないですか、しかし、それがだめならば、いつやってくれませうかといつて聞いてゐる。あなたは一条の一の中に入れていかぬと言つてゐるのですか。そうじやないでしょう。それなら、その一条の一の中に中部圏を入れることについて御返事をいただきたい。

○瀬戸山國務大臣 もし私が前にお答えした場合に、第一条第一号の中に中部圏を入れますといふふうにお聞き取り願つたといふれば——もし私がさういふことを申し上げたといふれば、それは、さういふつもりで申し上げたものではございません。第一条の第一号と第二号を区別しておりますのは、先ほど申し上げたように、しばしば申し上げて恐縮であります。首都圏整備法あるいは近畿圏整備法によつて、工場、学校等の制限をしてゐる、設備拡充を制限してゐる、こういうところの土地を第一号に規定し、第二号にその他の大都市の土地を規定してあります、こういう趣旨を申し上げたのであります。中部圏を第一号に入れるべきであつたのを云々という趣旨で申し上げたものではございません。

○横山委員 それだったら、ますますあなたの御答弁は奇怪な話になるわけですよ。私が最初いろいろ聞いたら、今度は金が少ないから、ひとつ了解をしてくれという話であつた。市長会、議長会においても、北九州やあるいは中部圏が要望して、みんなが賛成をしたときに、今回は金が少なから次の機会を待ってくれということでは了解した。それも、二のほうに入つてゐることはみんな承知の上で言つてゐるんですよ。けれども、一のほうになぜ入れないかということが政策の焦点になつて、近い将来という話でおさまつてゐるんで

すから、それが一条のみに全然入らないということとをあなたが未来永劫おっしゃるということとは意外な話で、私の質問のしかたがあるいは悪かったかもしれないが、それでは身もふたもない話で、北九州や中部圏の諸君にインチキの話を官僚としてしているということになるのです。

○岩尾府委員 ちよつと御説明いたします。

現在の都市開発資金の融通につきまして、先ほどもお話のございました十五億円の非常に少ないじゃないかというお話でございますが、これは、先ほど都市局長からのお話にもございましたように、実際の買い取り請求があつて初めて金が出ていくわけでございますから、そういう実績を見てまいりますと、東京におきましては昨年十億円ということになっております。

それから第二の将来の問題につきましては、これはまだ全然やっておりますし、本来なら補助事業等でもやるものをさらにその前を見て買いつけていくものでございますから、どの程度金になるかということもわからないということ、実際四十一年度の実績としては、十五億円で足りるというふうには申し上げられないかもしれませんが、けれども、決してばかげた少ない額であるということではないのでございます。

それから、第一号で特に近畿圏と首都圏だけに限定いたしました理由は、これは先ほど大臣も御説明になっておりますように、東京、大阪、その辺の首都圏、近畿圏は、いま申しましたような都市開発の必要性から見て、困難な事情が日本で一番ひどいところだという意味でこれを採用いたしましたのと、それから首都圏、近畿圏の法律では、先ほどもお話がありましたように、すでに制限をしようという案を立てております。さらに、これの買い取りによりまして、実際に工場が周辺に動いていくという場合には、首都圏の法律、近畿圏の法律によりまして、たとえば、工場団地の造成事業等につきましては、優先的にそこに入っていくということが法律に規定されております。さらに、中小企業の高度化資金等におきましても、

首都圏、近畿圏の制限区域から外部へ出ていく工場等につきましては優先的な取り扱いをするというところが規定されておりますので、そういう趣旨からいいますと、まずやるとすればこの二つのところが最優先ではないかということで採用をしたわけでございます。

○横山委員 そんな答弁は関係ない。ぼくが最初から中部圏、首都圏、近畿圏を説明しておる、努力し、効果のあるところはほつておいて、努力をしていない、効果の出ないところは政策の恩恵を優先的に与えるというの、論理では矛盾しておるということ、あなたは聞いておったのですか。大臣、私の言っておることはもうわかつてしょう。これは政治的御判断の問題だと思つてます。私は、とにかく資金の配分をどうするかということはともあれとして、この三つのところを中心に法律としては定めておくべきではないか、こう言っているのです。ほかの、この関係の法律があるとかないとかいう問題ではない。そういう説明は官僚的だ。政治的にいうならば、当然この中部圏に入れるべきではないかという点について、あなたに、努力をした地域の市民感情、県民感情も考慮して御判断を願つて——私はこんなところをつかえるとは思わなかった。建設大臣なら、当然第一号の一についても将来そういうふうにして、すぐに次に移ろうと思つたが、つまらないところで官僚的答弁でつかえているのです。どうか。

○瀬戸山国務大臣 いま大蔵省のほうからも御説明がありましたが、現実の事情が、横山さんのお気に召さぬかもしれないけれども、違ふわけなんでありまして、ただそれだけのことであります。中部圏については、私も大きな関心を持つておるわけでございます。中部圏といえども工業等の制限をするという事態がないとも限らない、そういう場合にはこれは改正の問題も起こると思つてますが、現在は確かに過去のやり方がよかつたとか悪かつたとかいうことは別問題といたしまして……(横

山委員)「悪かつた」ということはない、あなたはよかつたとはめてゐる」と呼ぶや、東京、大阪の話です。よかつた悪かつたかは別問題といたしまして、現実には御承知のような事態でございます。中部圏あるいは中京圏は事態が違ふ、これは事実であらうと思つてます。だから、りっぱな仕事をしているからほつておくという気持ちはありませんが、悪い事態が現に深刻に起つておるから、こういうふうな措置を、いま大蔵省からもお話がありました、やろう、私も中部圏がこういう事態にならぬことを期待しておりますが、もちろん未来永久中部圏に一号、二号の違いがなくする事態があれば、当然にそういうことも法律を改正しなければならぬこともあると思つてますけれども、いますぐはそういうことは、少なくとも中部圏にはないであらう、また、ないことを期待しておる、こういうことでございます。

○横山委員 建設大臣は中部圏に対して御好意を持っておられないような感じが非常にいたしますが、そこで、総理府の副長官にお伺いをしたいのですが、いま御存じのように、中部各県の国会議員から県知事あるいは市長まで中部圏開発整備法というものの制定に非常な努力をしておるわけでありまして、超党派的な運動が行なわれておるのです。が、あんな建設大臣のお話を聞くと、建設大臣はこの中部についてはどうも御好意がない、これから中部には来てもらわずにおくまいかという感じもするのでございますけれども、総理府として、中部開発整備法についてどういうお考えでございますか。あなたはたいへん御好意のある人だと思つておりますから伺いたいと思つてます。

○細田政府委員 お答え申し上げます。ただいま横山先生からお話のございましたように、現在関係等の発案によりまして、中部圏開発整備法制定の要望が非常に強いものがあることを承知いたしております。すでに御承知のように、昭和四十一年度の予算には中部圏開発整備調査費といたしまして二千万円を総理府本府の予算

に計上いたしておるわけでございます。これは先年近畿圏整備の際に予算をつけたのと大体同じ形でございます。そこで、私もたいしたしては、いわゆる首都圏と近畿圏の中間に位置する非常に重要性を持つておる中部圏につきまして、開発整備法を政府から提案すべく目下いろいろ検討をいたしておる次第でございます。ただ、既存の各地域の開発整備の関係法がございます。また、関係等でおつちやつておる地域につきましては、北陸の開発整備それから近畿圏等も、御要望だけを見ますとダブつておるようなところもございまして、これらの調整をどうするかといったような問題が非常に重大な問題でございます。さらに、整備本部を設けたいという御要望が非常に強いわけでございますが、私もたいしたして、いわゆる部局新設あるいは公社、公団等の設置を昭和四十一年度には、御承知のように、非常にきつく押えておる立場でございます。さらに、関係の県の御要望によりまして、中部圏開発整備審議会というもののほかに、地元を含めた中部圏開発整備協議会というふうなものを設けたいという御要望がございまして、こういうような点がございまして、それらの点を目下慎重に検討をいたしておるわけでございますが、できますれば、成案を得て政府提案をいたしたい、かように考えておる次第でございます。

○横山委員 建設大臣が総理府の長官か、どちらかにお答えを願いたいと思つてますが、最近聞くところによれば、行政管理局が、政府部内の各審議会、委員会の整理統合を目ざしまして、その中に九州、四国、北陸、東北、中国あるいは首都圏、近畿圏等の審議会、委員会を一括して整理統合するという話が伝えられておるのであります。そういう中で、いまお話のような政府提案をするというところについて政府部内では話が二つある。一体どちらを政府はほんとうに考えておられるのか、その点の御方針をひとつ伺いたいと思つてます。

○安井国務大臣 各地域開発の審議会につきましては、性格上も同じでございますし、それから日

常の業務も非常に少ないというより意味から、これを整理してはどうかという話もあるようであり。しかし、近畿圏あるいは首都圏といったような場合につきましては、これは事務機構を持つていまま仕事をやっておりますので、それを直ちに統合するというふうには考えられない性格のものだと私も思っております。

○横山委員 そうしますと、中国、四国、九州、北陸、東北の審議会は——たしか総理府所管で審議会があるのですが、それらは一括してしまおうというのですか。

○安井国務大臣 これはまだきまつておるといふわけではございません。これは御承知のとおり審議会でございます。答申を出すための機構という程度の運営で、実際の事務上の問題を扱っておるわけでもございせんので、これはいまはそれぞれの地方の審議会として庶務を企画庁に置く、籍は総理府にあるといったような形になっておりますが、もう少し合理化するといえますか、統合するといふことはできないかといふことで、行管でも御検討をされておるといふふうに向つておりますので、いまこれを直ちにどうするといふふうにはまだきまつておるわけではございません。

○横山委員 そうしますと、そちらのほうは統合される雰囲気がある。それからいまのお話だと、首都圏と近畿圏と、それから北海道は開発庁がございまして、その三つは別格官幣大社だ。そうすると、中部圏はどっちに入りますか。いまの細田さんの話によると、整備本部を地方協議会にしてということ、どっちともとれるような話なんです。瀬戸山さんのようなあいう方に発言されると、何言うかわからぬから、安井さんかそちらのほうでひとつ——私は、別に審議会をなくせ、統合しろといふことをいま言っているわけではないのです。しかしながら、中部圏の評価といふものをどうお考えなのか、別格官幣大社のほうに入るのか、中国その他のほうに入るのか、そのあうんの呼吸は一体どうお考えなのですか。

○細田政府委員 整備本部の問題と審議会の問題とは少し分けてお話ししないといかぬと思うわけであり。審議会につきましては、御承知の臨調の答申で、設置目的が類似しており、または審議事項が重複するようなのはなるべく統合したかどうか、その一つの例として、国土総合開発審議会と各種の地域開発審議会というものはもう一ぺん検討したかどうか、こういう臨調の答申があるわけではございません。そういう点につきましては、行政管理庁が——行政監理委員会もございまして、ここを中心にしてこの問題を検討いたしておるわけではございません。したがって、先ほど申し上げましたように、中部圏の法律を出すといふと、中部圏の審議会がなければ中部圏の開発整備のあれになりますけれども、この審議会の問題は、中部圏云々の問題でなくて、各地域にございまして、これを審議会を一つとするか、しかし、これは審議会をつぶすというのじゃなく、一本のもののほうが運用がいいじゃないかといふ臨調の答申の問題でござい。そこで、いま横山さんのおっしゃってあります大きな問題は、やはり本部の問題ではないか、かように思うわけではございまして、先ほど申し上げましたように、本部を設置することについていま政府部内いろいろ相談をいたしておる、こういう段階でござい。す。

○横山委員 はっきりしないですね。別格官幣大社のほうか、その他多数のほうですか、どっちなんです。

○細田政府委員 先ほど申し上げましたように、部局の設置、公社、公団等の抑制、そういう問題もござい。私どもは前向きで本部を設置したかどうかというところでいろいろ相談をいたしておるという段階でござい。す。

○横山委員 経済企画庁の鹿野さんに伺いたいのですが、応援するわけではないけれども、経済企画庁所管のところはどうもその他大ぜい組に見られておる。一体地方開発はどういう仕事をしておるのか、どうも評価がされないようじゃないか、

何しているのだ、こんなことではいかぬじゃないか、だから、そんな何もやってないところなら、一括して一本にしてしまえという意見が出てくるのではない。九州、四国、北陸、東北、中国等の開発整備は何をしておるのか、これをひとつ伺い。ま。し。う。

○鹿野政府委員 地方開発の関係の法律はたいへんたくさんござい。おもったものでも二十くらいござい。そのうち、ブロック関係の法律として東北、北陸、中国、四国、九州の五つの開発促進法がござい。その開発促進法に基づいて開発促進計画をつくって、地方の開発を進めて、中央と地方との格差をできるだけ縮小、あるいは拡大を防止して、全国的な平衡のとれた発展をはかるといふことな。で。ござい。す。それ。で、ただいま各ブロックごとにいまおっしゃられた審議会がござい。まして、この審議会には各地域の知事さん、あるいは国会議員の方々、そのほか学識経験者の方々が集まって、政府のつくった開発促進計画を審議して承認されるという形で、地方も全国的に見まして各ブロックごとそれぞれの特徴のある計画を立て、地方の産業の配置、育成、あるいは都市の配置、育成といふことを通じて地方の開発をやっていく、また、それに伴っての産業基盤の整備あるいは公共施設の整備の方針を示すといふことで、各ブロックごとの開発促進計画は、この三十九年の二月ころ、新しく、あるいは古くからあったものを改定して、五ブロックに大体出そろって、その方針のもとに地方の開発が進められておるわけですが、ただ、全体といたしましては、計画はどちらかというと、計数的な指示をあまりいたしておりませんので、開発の方針を示しているといふふうになってお。り。ま。し。て、これを具体化するには、さらに果あるいは各市がそれぞれの方針に従って具体的な開発計画を立ててやっていくといふことになるかと思。い。ま。す。そういう意味で一つの開発のよりどころとしてはかなり十分な任務を果たしていると思。い。ま。す。また、地方の開発も、現実の問題としてもか

なり進んでおります。ただ、中央と地方の相対的な面でもとらえますと、なお地方の開発を一そう進めなければならぬ、あるいは開発促進計画のねらうところはまだ十分でないといふことは、言われようかと思。い。ま。す。けれども、それぞれの審議会御審議願つてつくられた開発計画が、地方の開発の各県あるいは市町村の計画のよりどころになつて、十分といえますか、かなり重要な任務を果たしているといふふうに向つておる次第でござい。ま。す。

○横山委員 非常に抽象的で、何を、どういう効果があったのか、私にはよくわからぬのでありますが、建設大臣お急ぎでありますから、ひとつ開発整備の根本的な考え方を伺いたしたいのです。

これらの法律が制定をされて、実際の仕事をするのは、比較的、経済企画庁だとかあるいは総理府でなくて、実は建設省ではあるまいかという感じがするわけであり。中部圏にしましても、ほかの方面にしましても、開発整備と言つておるのだが、結局は開発が中心になっていくのではあるまいか、したがって、それは産業中心になっていくのではあるまいか、また土木工事が中心になっていくのではあるまいか、こういう感じがするわけであり。本来のこれらの開発の終局的な目的は何かといへば、地域住民の生活が潤い、福祉が向上するといふところではなくてはならぬと思。う。私どもが国土開発について私どもらしく言つてお。り。ま。す。と。も。す。べ。ば。政府の行なおうとする開発の道筋とは同じようであつても、どこかズレがあつて、新産都市の問題につきましてもとかくの問題がずいぶん多い。一つには地方財政を圧迫し、一つには地域住民の公害となつてあらわれる。そして福祉行政がそれによつていたげられるという結果が道筋に山積してくる。終局的に地域住民のうちはよくなくて、そして人間の通る道路がよくなくて、そして明るい社会になるまでのあまりにも遠い道筋はすべて産業中心ではないか、何かかんかといつたつて、結局は人間がしいたげられる道筋に終つてしまふのではないか

という意見が非常に強いのであります。ですから、私も、この国土の開発なり、都市の開発なり、都市の開発は、その点では少し私どもの主張が組み入れられておると思うのであります。国土の開発の面につきましては、私も社会党としては常に懸念を持って、あるときには反対をせざるを得ない、あるときには消極的な賛成にとどまるという結果を及ぼしておるわけでありまして、この点につきまして、各種の地域開発について、大臣としてはどういふふうに考えて進んでおられるのか伺いたい。

○瀬戸山国務大臣 いまのお話の中に、私は二つの問題が含まれていると思ひながら承つたのであります。

その第一点は、法律の趣旨は、いま後段に言われましたものとは全然逆でありまして、なるほど地域開発あるいは従来の都市整備等については、産業に重点を置いて——もちろん、産業の開発開発がなければ、国全体の富といふことが、これは伸びないわけでありまして、これは大いにやらなければならぬ、やらなければならぬけれども、それにあまりウエートを置き過ぎると、いまお話のように、人間疎外のような開発が行なわれて、現にそういう弊害があることを私も各地で痛感いたしておるわけでありまして、したがって、いま御審議をお願いしております二つの関連法案はそれとは全然逆でありまして、これは申し上げるまでもなく御承知と思ひのであります。そういう不健全に育つた大都市あるいは育ちそう大都市に対して、そういう不健全性を取り除くあるいは防ぐ、これがこの法律案のねらいであります。予算が少なからずおとしやるけれども、法律案の趣旨はそうでありまして、工場と地等の土地をできるだけ公有地とし、しかもこれは公園、広場あるいはその他のいわゆる環境整備と申しますか、その地域の住民が公害等から守られるだけ避けて、住みよい社会という大げさになるかもしれないけれども、そういう町づくりをするための一環にしたい、これがこの法律案のね

らいであります。

その他もう一つ、たとえば、新産都市その他のいわゆる地域開発というものが、産業に重点が置かれて、その結果は、かえって人間を苦しめる事態が起るんじゃないかというお話ですが、私もそういう点は、過去のあり方について大いに反省しなければならぬ、そういう地域はたくさんあるわけでありまして、したがって、この問題は、率直に申し上げますが、わが国の政治に非常に欠陥がある。土地の問題に於いて恐縮であります。問題は、土地利用あるいは土地計画、こういうものが今日の近代的な非常に変化いたしました事態に対応するだけの手段が備わっておらない、こういうところに、おとしやるような、また現実にありますような弊害が出ておるという判断をいたしております。問題は、ですから、土地利用区分といふことが、できるだけそういうおそれのある地帯をきめて、そしてそれに厳重な規制を加えて、いろいろな公害等の起こらないような産業開発は産業開発にする、こういうことに全力をあげべき段階にある。それについて、やはり法制の整備、行政のあり方等についてもさらに強力に進めなければならぬ、こういうふうに考えておるわけでございます。

○横山委員 非常にごもっともなお話でございます。お帰り願うのですが、そうしますと、いままでの大臣のお話は、これは要望をかねてお願いしたいのでありますが、きょう大臣にお願いをいたしました最も焦点は、中部圏に非常に御理解を願いたいということでございます。第一の第一

につきまして、どうかお忘れになっていませぬかと言ふたら、忘れてはならぬ、最後はひとつあうんの呼吸で一条の二に近く中部圏が入るといふふうに理解をいたしました。それで御返事がなくばお帰り願つていいのですが、御返事なくてよろしゅうございます。

○瀬戸山国務大臣 横山さんとびたつと合うよう御答弁がでないのがいかにも残念であります。私は、中部圏は決してこれを疎外しておると

いう気持ちはありません。先ほども申し上げましたように、中部圏は、日本でいまの段階で一番理想的に育ちつつある、過去の非常な努力といふものは、これは高く評価しなければならぬ。しかも、今後東京、大阪の二の舞いをしないような中部圏にしなければならぬ、こういう強い考えを持っておるわけでありまして、しばしばそういうことは中部圏の方々と話し合ひをいたしておる事態であります。中部圏を忘れておるといふことは全然ございません。御了解をお願いいたします。

○横山委員 それでは、安井さんお帰りだそうですから、安井さんにも一言伺ひたいのであります。こういう地域開発の終局的な機構のねらいは一体何かという点の中で、府県の合併という問題が常にそこはかたなく浮かび上がつてきておるわけでありまして、私もそのことは、もしもこういう地域開発の法律が終局的に願うところ、府県の合併であつて、地方自治を阻害するといふことであるならば、初期のうちこれに対して反対をして、これらの地域開発の法案に対しても反対せざるを得ないのですが、この地域開発整備法と、ときどき散在いたします府県の合併との関連はあるのかないのかという点で御意見を伺ひたいと思ひます。

○安井国務大臣 広域行政を進めていきましたと、究極において府県合併という問題が、これは地方自治行政の上から考えられる問題だと思ひます。いま地域開発のためにそれぞれの整備法によつてできております開発審議会、あるいは審議会と事務局を設けた機構、これは直接の合併問題と関係はないと私も心得ております。

○横山委員 行政管理局から来てみえるのです。先ほど企画庁の総合開発局長の話で私の感じましたところは、いささか抽象的、具体的な成果についてあまりお触れにならなかつた。ところが、総理府からお話でございますように、審議会の統合その他いろいろものが行政管理局でお話が出ておるようでありまして、それはどの程度といひま

すか、どういふような状況になっておるのかというところ、私どもの懸念をいたします中部開発整備法についても、それらは問題が矛盾を生じ、支障になるのかどうか、この点を井原さんから伺ひます。

○井原政府委員 お尋ねの件でございますが、審議会の整備、統廃合を昨年八月に閣議決定をいたしまして、行管が事務的に中心になりました。一生懸命推進しておる最中でございます。ちらほら紙面等に報道されるのは、与党のほうの中でやはり並行して審議会の整備が進められるわけでありまして、そのほうのソースからいろいろなお話も出ておるのではないかと思ひますが、全国にありまして地域ごとの開発審議会等の処理につきまして、まだ確定的な段階には行管のレベルとしては至つておりません。

それから、中部圏ができました場合に、これに審議会ないし協議会をつくるかどうかという問題であります。この問題は中部圏の総合開発本部的なものが設置されますことが前提になるかと思ひます。その件につきましては、いま政府の部内での前向きな検討を進めておるようでありまして、私も事務の段階でまだその組織を審査する段階まで至つておりませんので何とも申し上げかねるわけでありまして、中部圏整備本部というものがかりにできる段階になりますと、これに付置される協議会なり審議会というものは当然設置の方向で検討されるのではないかと事務的に観測いたしております。

○横山委員 本案の中にあります私の問題外として第一の第二号のほうですね。政令で定める大都市、これは、先ほどの建設大臣のお話で、運用によつて北九州並びに中部も含めるといふことをおっしゃいましたが、それは事実でございます。現在のところ東京、大阪等の七大都市は、一応現在ですが、北九州も含むといふふうに考えております。

○横山委員 その二号のほうで「主要な道路、公園、緑地、広場その他の政令で定める公共施設で、都市計画法第三条の規定により都市計画として決定されたものの区域内の土地」というのは、大体どういふところをねらっておるか。たつた二億円で、二億円で、七大都市に配分をしてどれくらい実績効果があるかと考えられておるか、その内容を少し伺いたい。

○竹内政府委員 今年度は、先ほど申し上げましたように、十五億円のうち二億円をこの第二号の事業に充てる予定でございますので、七大都市に今年度事業予算を配分するということはできないというふうに考えております。したがって、今年度の問題といたしましては、やはり東京、大阪等の重要な都市に予算を配分するというような形にならうかというふうに考えております。

それから、もう一つここで考えております重要な都市の公共施設でございますが、大都市につきましては、市街化が進みまして、どんどんそこに市街化が平面的に行なわれておりますので、そういうようなところで行なわれます街道でございますか、あるいは公園のうち重要なものにつきまして、あらかじめ用地を取得しておいて将来の事業化に備えていくという考え方であります。したがって、ここで考えております「政令で定める公共施設」と申しますのは、幹線道路あるいは重要公園、広場というものを考えておるわけでございます。

○横山委員 重要——そのところがよくわからないのですが、私の手元にある資料を見ますと、「主要な道路、公園、緑地、広場その他」というふうに解釈すると、何でもか、人口の密集地帯で十分な道路もないところで、まん中にどうしても児童の遊園地その他、そのようなものをつくる場合には入らないのですか、入るのですか。

○竹内政府委員 重要など申し上げるのは、幹線道路、つまり幅員が相当広い道路でございますとか、あるいは面積がある程度大きいところの公園、緑地というものを考えております。

で、重要なものでございますならば、そういうものに該当いたしますならば、市街地の内部におきます公園についても入るといふふうに考えております。

○横山委員 私の言うのは、規模の小さいのです。人口密集地帯で、庶民的な下町で、まん中に児童遊園地をどうしてもつくつたらどうか、あるいはそれが火災予防上必要じゃないかというように小さい児童遊園地、そういうものは入らないのかというのを聞いておるのです。

○竹内政府委員 小さい公園につきましては、大抵単年度で事業が終了するとか、あるいは長くないまでも二、三年で事業が終了すると思っております。そのほうは事業費のほうで仕事をやってまいりたい、こういうふうに考えております。この資金は事業決定に至る相当前に用地をあらかじめ確保しようというところでございまして、ある程度面積の広い公園に限ってあるつもりでございます。

○横山委員 そうすると、これで買上げた土地というものの使用制限は、そのまま買上げた土地公園、緑地、広場にならなければならぬんですね。つまり、私の聞きたいのは、先行取得をしておいて、それを地方自治体が何かの交換に充てた、あるいは公共的な建物をつくった、あるいは民間に払い下げる——まあそういうことはないと民に払い下げるというふうなことはどうなんでしょうか。

○竹内政府委員 この二号のほうは、ここに書いてございまして、都市計画が決定されたところにつきまして買取を行なうわけでございます。通常、都市の中の公共施設の整備の場合には、あらかじめ二十年くらい先の変動を考慮いたしまして都市計画決定というものをいたします。それに伴いまして、街路、公園につきましてはある程度私権の制限が働くわけでございます。その後、いよいよ事業をやろうという段階になりまして、都市計画事業決定というのを行ないまして、予算を組みまして事業を執行いたすわけでございます。

す。そういうような仕組みで現在都市の中の公共施設の整備が行なわれておりますが、ここで申し上げておきますのは、都市計画決定があつて、いま直ちに事業化はしないけれども、都市計画決定されておりますので、将来は必ず事業を行なうという場合には、あらかじめ計画決定の段階で用地の確保をはかっておこう、こういう趣旨でございます。

○横山委員 政務次官かあるいは大蔵省に伺いたいのですが、建設大臣の話を聞きますと、これはかなり計画をもつて、承れば、最初二百三十億円の要求があつて、それが十五億円で縮小されたというのであります。ばかなことだ。こんな十五億円で法律をつくって、そして特別会計——いやだいやだというものを、特別会計をつくるということも大蔵省としては一貫しない態度だ、こう考えられる。しかしながら、建設大臣の言うように、この都市開発資金の貸付けに関する法律というものが、窓口を最初つくって、将来はこれによってどんどん都市開発をやっていくというふうな想定に立つならば、この特別会計も意義なしではない。しかし、こういうペースのままであるならば、こんなものはつくる必要はない。十五億円でばかりでつくる必要はない。どういふわけで二百三十億円を十五億円で縮小したのか。将来に対する展望は、大蔵省としてはどう考

えておるかという点を伺います。

○岩尾政府委員 都市開発資金の資金量の問題でございますが、先ほど申し上げましたように、昨年、現状で申し上げますと、東京で二十九件ほど申し込みがございまして、そうして実際に買い取りを行ないましたのが五件でございます。金のはうは、ちょうど九億九千万円くらいで、十億円近い金が出ておりますが、きょうの状況で、この仕事は工場のあと地をまず買上げていくというところでございまして、買上げる場合には、そのあと地の工場がそとへ出ていくという目安がないとなかなか動きもいたしません。そういう意味で、実際上は移りたいという気持ちはありまして

も、あるいは移したいという気持ちはありまして、実際にこの金を出して移っていくというのにはかなり制限をされる、つまり、買い取り請求によつてかなりの額が押えられていくということになりますので、そういう実績を見まして、本年度は十五億円、工場の買い取りについては十三億円、公共施設については二億円というところで出発をしたわけでございます。東京は四十年は大体二十億円の予算を計上したやに聞いております。したがって、いま先生のおっしゃいますように、将来の問題としては、かようなものが緒につけばさらにふえていくことは十分想定いたしております。

それから、特別会計につきましては、これは特別会計を特につくるということについてはいろいろ理由があるわけでございますが、ある特定の事業をやるような場合には特別会計をつくれ——つくれないといふ規定になっておりますので、現在の一般会計におきまして、ある資金量、特にこの場合におきましては、貸した金が返ってくる、それからまた、一般会計から一種の、資金コストを下げるために繰り入れを行なっております。さうな関係で、一つの事業として見ていくならば、特別会計をつくつてもいいのではないかと、それから資金量のほうも、従来の実績から見ますと、大体十億円以上の金が回転するようなのは特別会計をつくらうというところで整理をいたしておりますので、本件につきましても、将来の動向、現状を見まして特別会計をつくることに踏み切つたわけでございます。

○横山委員 最後に、この貸し付け金の利息及び償還方法が、第一号は五分五厘、第二号は六分五厘、償還期限はともに十年であります。据え置き期間が、一号のほうは三年、二号のほうは四年というの、先行取得という——地方自治体としてはどうしても買わねばならぬという積極的な理由がないけれども、将来のために買って置く、また買って置く、そういう資金に貸すにして

は利率が高過ぎるのではないか、また、償還期限が短か過ぎるのではないか、こういう金はいまの貧困な地方財政に新しい負担をかけることになるのではないか、もしもこれらを積極的に先行取得をさせるというのであるならば、もっと低利な利率、長期の償還期限を設けるのが当然ではないか、こう思われるが、どういう理由でこういう償還方法なり利率をこの水準にきめたのですか。

○岩尾政府委員 先ほど申しましたような現状でございますが、東京が昨年やりました十億円と申しますのは、七分五厘、七年、二年据え置き償還という地方債ワケ外縁故債で処理をしております。したがって、いま先生のおっしゃいましたように、なるべく低利でなるべく長期に貸すものが好ましいわけでございますけれども、現状の地方団体が借りておる金からすれば、七分五厘というのが六分五厘になり、あるいは七年というのが十年になるといふことであれば、やはり前進であるかと私は思います。また、一般のその他の金利、償還期限との関連もございますので、現状ではこの程度でやういふこととすべし出したらわけでございます。

○三池委員長 平林剛君。
○平林委員 私は、都市開発法に関連をいたしまして、昨年来懸案になっておりましたいわゆる畦畔の取り扱いを中心に、最近の事情、これからの政府の態度につきましてたゞしてまいりたいと考えております。

初めに、日本道路公団の副総裁お見えになりましたので、これと重要な関連のある東名高速道路の状況につきまして、概況を簡単に御説明いたしたいと思っております。

私の聞きたいのは、東名高速道路という、東京から名古屋まで全部行くわけでございますが、この用地取得の状況を概略的に話して願って、これは簡単でけっこうです。私が問題にするのは、特に畦畔の多い神奈川県について知りたいのでございまして、最初に用地取得の状況の全般的概況、そして神奈川県の場合の用地取得の状況、そ

れをひとつ御説明いただきたいと思ひます。
○佐藤参考人 名神高速道路に引き続きまして、小牧から東京へ向けましていわゆる東名高速道路をたゞいま日本道路公団におきましては建設実施中でございます。

この規模は、すでに御承知かと思いますが、全体といたしましては約三百五十キロでございますが、そのように非常に長い大規模な工事でございますので、この全線に對しまして、東のほうから申しますと、東京から厚木までを一區間、それから静岡県へ参りまして、吉原地区から静岡までを一區間、愛知県に参りまして、岡崎から小牧、名神に取りつけるまでを一區間、この三つの區間をこの事業のうちで最も優先するものとして、たゞいま工事を急いでおる次第でございます。

その状況は、したがって、たゞいま申しました三區間については用地問題はまず九分どおり解決いたしまして、現状はほとんどその三區間の全部にわたりました。たゞいま土木工事を展開実施いたしておるような事情でございます。残りの部分でございますが、この付近では厚木から残りの神奈川県部分、それから静岡へ入りまして吉原まで、それから静岡から静岡の残り、愛知県の岡崎まで、この部分につきましては、たゞいま鋭意用地買収を急いでおる状況でございます。この進捗は、ちょっと数字は私きょう持ち合わせございませんが、いま一生懸命にやっております段階でございます。

特に御質問の神奈川県下を申し上げますと、そういうような次第でございますから、厚木までは用地の買収は、率にいたしますと大体八〇％はいつております。問題は、厚木から先でございます。伊勢原、秦野、中井、大井、松田、山北というふうにございまして、これらについては、先ほど申しましたように買収を進めておるのでございますが、この地区にいわゆる二線引き畦畔という問題がございまして、私も大いに努力をいたしておるような実情でございます。

○平林委員 その問題の地域、厚木から神奈川県中郡の伊勢原町、秦野市を抜けて松田、そして山北の方面へ抜ける用地取得の状況を私検討いたしてみますと、現在のところ大体六〇から一〇％でございまして、東京―厚木間は副総裁お話しになりましたように、八〇％の進捗率を示していますけれども、畦畔が多いと見られる地域は六〇ないし一〇％にとどまっています。これは道路公団のほうの計画としてはいつまでこの用地を取得していく御計画になっておりますか。

○佐藤参考人 私どものほうで建設省からいたしております施行命令によりますと、東名高速道路は昭和四十三年に供用開始をはかる、こういうことになっておるわけでございます。したがって、もう昭和四十一年新年度に入るわけでございます。また、なかなか大工事でございますから、実際にこの工事に着手いたしましてからもなかなかひまがかかるわけでございます。用地買収は非常に急いでおりまして、東京から厚木までの區間が、先ほど御説明いたしましたように、用地の問題がまずほぼ山を越しましたので、これからは厚木から先について私どもひとつ全精力を向けまして、いろいろ問題のあるものの解決をはかり、用地買収を進めていきたい、こういうふうな考えております。

○平林委員 昭和四十三年に供用を開始するとすれば、少なくとも工事期間として一年や二年近くは用意せねばならぬ、そうなれば、これから着手する地域、特に畦畔の多い地域は、少なくとも四十一年度じゅうには、できれば収用をするというのが必要な時期になっておると思うのであります。ところが、私これから申し上げるような畦畔問題が一つの障害になっておまして、進捗率も現在六ないし一〇％、こういう状況でございます。

議論を展開する前にもう少し参考の御意見を聞かしていただきたいと思うのであります。この神奈川県の場合から用地を取得する場合の利害関係者といひますか、土地の提供者、そういうのは

総体でどのくらいの人數に上りましようか。
○佐藤参考人 高速道路にかかる神奈川県下の土地所有者、関係者の概數を申し上げますと、高速道路にひっかかるだけで申し上げますと、神奈川県下全体で約三千二百人ぐらゐるようでございます。

○平林委員 いまお聞きのとおり、大体、神奈川県で関係人といひますか、土地所有者で東名高速道路の用地取得に關係のある人は三千二百人、私の承知しておるところでは、川崎から厚木までで千五百人ないし千六百人、厚木から松田までで千人前後、松田から、静岡県に入りますけれども、やや少し入って、小山までで五百人前後、大体そのくらいだと聞いておるのでございますが、この関係者の中で、今日までの実績、あるいはこれからあらわれてくる問題等もありましようけれども、畦畔はどのくらいあったか、あるいはどれくらいあるだろうか、用地買収の計画をお進めになるにあたって、特に昨年来国会で問題になっておるのでございますから、一応御検討なされたと思うのでございますけれども、どのくらい面積に当たるだらうということはお調べになったことございましようか。

〔委員長退席、金子（一）委員長代理着席〕
○佐藤参考人 この畦畔の問題は、厚木から東のほう、東京よりのほうはほとんど問題がなく、先ほど御説明いたしましたように、用地買収もかなりスムーズにいつて八〇％程度いつておるわけでございます。厚木から先、西のほうにこういう問題があるようでございますが、先ほど一番先に御説明いたしましたように、私も工事を進めるにあたりまして、まず第一に東京―厚木間に重点を置いて、その買収を急いだ、私どもの精力をそこへ全部つぎ込んだというふうなやり方をやりました。その後におきまして、たゞいま厚木から先、西のほうの調査をやっておる次第でございます。したがって、厚木から西のほうに畦畔の問題がございまして、非常にむずかしいようでございますが、その数字等については、まだ全体と

しては私どものほうで把握するところまで調査が
ましまつておらないのでございます。

○平林委員 今日までのところの調査がわからな
いということでございますけれども、あとで私推
定の数字を申し上げてもいいのですが、しかし、
相当程度のパーセントにわたつて畦畔の面積がご
ざいます。したがつて、その問題が解決しない限
り、厚木から西方にかけての用地の取得は非常に
困難な状況になるだろうと思ひます。ただ、副総
裁、西のほうはまだ計画でわからないにしても、
今日まで、川崎から厚木まで大休用地の取得が終
つたのですから、その中には畦畔がどのくらい
あつたかというのはおわかりになっているのじゃ
ないでしょうか。

○佐藤参考人 畦畔の面積は私ちよつと持つてま
いりませんでしたが、厚木から東のほうにつ
いてはきつめて少なかつたそうです。これらにつ
いては、お話し合ひでちゃんと了解を得て、實際
上たいしたトラブルなく、おかげで八〇%の用地
が買収されてきた次第でございます。

○平林委員 きつめて少ない数字であつたという
けれども、私の承知している限りでは、川崎一
厚木で約九千平方メートル、坪に直しますとどの
くらいになりますか、三千坪くらいになります
か。四月一日前だからまだ坪を使つてもいいと思
うのですけれども、三千坪くらい、九千平方メー
トル、これだけの国有地があつた。つまり個人か
ら農林大臣に申請をして、農林大臣から払い下げ
を受けた形において処理をした面積が九千平方
メートル、私はこの区間に国有の農地があつたとい
うことは遺憾ながら知らないであります。国
が経営した農地があつたなどということは、寡聞
にして知らないです。大蔵省、どうですか。あつ
たですか。そういう国有農地というやつが九千平
方メートル、これがもしわれわれが知る限りない
とすれば、これに相当する大部分が、私が問題に
しておる畦畔、あるいはこれに類するもの、こう
見てよろしいと思うのですが、副総裁、その点は
いかがですか。

○佐藤参考人 畦畔地に対しては、私は数量
は把握しておりませんが、比例的に申しますと、
厚木から西のほうよりずっと少ないようござい
ます。それらにつきましても、問題の性質として
はやはりむづかしい問題でございますので、土地
地権者、それからまた財務御当局、そういう方面
と御連絡しまして、そうして境界を明らかにし、
その民有地分に対しては正当な価格で買収する
ということ、幸いにして厚木までは来られた次第
でございます。

○平林委員 幸いにして厚木までは解決をしたと
いうのであつて、その間にいろいろな利害関係者
には重大な問題となつていふことは事実なんです。
また複雑だつたわけなんです。これは私あとで三
重県の尾鷲市にあつたその後の畦畔問題の関係を
御紹介いたします。そして、この取り扱いがどう
いうふうな処理されていったかということが新し
いケースとして生まれていふから、それをあと
で申し上げますので、副総裁御聞きになつてお
いていただきたい。

それは後段にいたしまして、それでは、それか
ら西の地域に比較的ずっと少ないと言われても三
千坪です。これは道路の幅ですから、道路の幅
だけの国有農地という形で処理されましたけれ
ども、道路幅ですから、道路は広いといつても狭い
です。その中に断片的に出てくるやつだけでも三
千坪あるのですから、かなりの問題です。これが
西へ行けばもっと広がつてくることは間違ひござ
いせん。そうなりますと、この関係者は、畦畔は
民有地である、こう主張しておるわけございま
すから、この問題のケリがつかなければ、そう簡
単には用地買収には応じないということになりま
す。東名高速道路、せつかくの計画でも、それ
はだんだんにおくれていくことになるわけ
でございます。現在までに道路公園としてはこれ
ら関係者との間に何らかの折衝をお持ちになつて
おりましょか。具体的ににおわかりでしたら御説
明をいただきたいと思ひます。

○佐藤参考人 厚木から西の問題につきまして
は、そういうむづかしい問題があることを承知い
たしておるわけでございますが、従来までに、県
御当局はもちろんのこと、市町村、それから市町
村の御指示に従つて対策委員会、それから神奈川県
の農協の中央会、もちろん道路の敷地となつてい
る部分が一応わかつておりますので、この御関係
の地権者の代表の方々、そういうような方々と集
まつていろいろ御説明し、御協議を申し上げてい
るところでございます。

○平林委員 参考までに、それらの人はどうい
う見解をお持ちであるか、お聞かせいただきたいと
思ひます。

○佐藤参考人 私は一々は何つておりませんが、
もちろん県御当局、市町村というような方面、そ
れからほとんど全部の方といつていいのではない
かと思ひますが、皆さま方はこの高速道路を建設
するということには十分御了解をいただいております
まして、この建設のために当然用地が要すること
で、移転その他いろいろの御協力をいただく点
が多いのでありますが、それらに對しまして、た
だいまのところは非常に御理解をいただいておる
ので、そういうお気持ちの中でのいろいろお話を進
めていきつたところ、こう思つております。

○平林委員 副総裁から具体的にお話ございま
せんでしたけれども、先ほど私が言つたような見
解、つまり、二線引き畦畔を国有地と稱しておる
大蔵省はまことにけしからぬ、これは明治初期以
来、地租改正の歴史を見ても民有地である、した
がつて、これは当然自分の土地として用地買収に
応ずる、この問題が片づかないから、とにかく現
在のところその問題についてわれわれは考えさし
てもらいたい、どうしても大蔵省の言うように
国有地だというなら、考えがある、こういうよう
なところの線まで実はいつておるわけございま
して、何といつてもこの問題の解決が先決である
ということでございます。

二線引き畦畔の所有権をめぐる紛争が起き
たということでございますけれども、この実情
を、大蔵省、あなたのほうは御存じですか。これ
はやはり道路公園ではないですね。

○松永政府委員 名古屋財務局管内に起きた
そういう事案については、財務局から報告を聞い
ております。

○平林委員 どういう報告を聞いておりますか。

○松永政府委員 本件につきましては、この二線
引きの土地が国有地であるか民有地であるかとい
うことの、先ほど先生がおつしやつておつたよう
な問題と同じ性質の問題でございますが、財務局は、
これは国有地であるという立場を堅持しておるの
でございますが、その間、財務局とその所有者と
いう住民との間の登記の問題から、財務局と財務
局の間で種々応答がございまして、一部誤解を受
けていふやに思われるような事案になつておりま
すが、財務局としては、こういう二線引き畦畔は
もともと国有地であるという考え方に依然として
立つておるところでございます。

○平林委員 いまあなたは、まだ新しい局長だか
ら、そんな、国有地だと思つていふと簡単に言わ
れますけれども、そんなものじゃないですよ。尾
鷲市内の農地売買による所有権の移転登記は、二
線引き畦畔を民有地として昭和四十年五月まで
取り扱つていたのです。したがつて、その当
時、鉄道の敷地とか、東邦石油株式会社だとか、
工業高校用地の農地売買は、すべて畦畔を農地
所有者のものとして認めて、そのとおり登記して
いたのです。ところが、建設省が国道四十二号
線を建設するために用地買収を進めたところ、法
務局の尾鷲出張所が、二線引き畦畔は民有地な
いと登記を拒否したところから紛争が始まつてい
る。ところが、その紛争の畦畔は、大体ほとんど
水田の畦畔、昔から石灰とか練土を混合して畦畔
をつくつたものです。その土地では、俗にねり
がねといふのです。畦畔にもいろいろな名前
があるのです。あとで大蔵省の通牒が出てくる
けれども、あなたの方の通牒に書いてないような俗

称で呼ばれておるのです。これはねりがねと呼
ばれておるのです。水田におけるねりがねはわ
ゆる畦畔ですから、漏水を防止するためにその幅
は大体〇・五メートルぐらいですが、畦畔の日常
管理はもちろんのこと、伊勢湾台風によって流失
後の復旧もすべて所有農民の手にまかされていた
のです。大蔵省が、あるいは法務局が国有地と
あるところ、全部農民の手で復旧工事が
進められて、その負担によって行なわれていたの
ですよ。それが何で国有地ですか。この畦畔に対
する大蔵省の、あるいは法務局の見解というも
のがまちまちだからいろいろ争いというものが
地方に起きておる。それじゃこの問題は、最終的
にどういうふうに解決をされたという御報告を受
けましたか。

○松永政府委員 本件については、まだどのよう
に解決したという最終的な解決方法は出されてい
ないというふう聞いております。

○平林委員 そんなことはありませんよ。四千五
百円という建設省の原案の坪当たりを五千円に引
き上げて金銭的に解決しているじゃありません
か。どうしてそこまで報告は行っていないのです
か。藤井政務次官、あなたはこれに關係してお
るのだから……。

○藤井(勝)政府委員 いや、私は、以前平林委員
から畦畔の問題をお話しになったときに、大蔵委
員として拝聴した程度でございまして、実は実態
をよく承知いたしておりません。

○平林委員 あなたはどうですか。

○松永政府委員 建設省がどのような価格で買っ
たかというふうなことは、私は存じません。

○平林委員 あなた、国有地と言ったでしょう。
畦畔は国有地ということになれば、あなたのほう
の管轄じゃないですか。これは坪単価が建設省原
案のときは四千五百円だったものを、この畦畔の
問題があるものですから、結局、その土地所有
者は民有地だ、こう主張する、いままでどうい
ふにやられてきたじゃないか、大体ねりがねは
を国有地とはけしからぬ、そういう復旧もおれた

ちはやっていたんじゃないか、そういうことで、
政治的に五百円単価を引き上げて五千円にした。
所要金額も、土地代金として、合計しますとおよ
そ五千万円よけい使われております。こういうこ
とが政府部内で行なわれておる。そうすると、この五
百円というのは一体何かということですね。用
地買収のその土地の評価を四千五百円としたもの
を政治的に五千円に引き上げた。五千円というの
は一体何か。この畦畔問題についての判断をする
のに金銭的に解決をしたということではございま
す。

そこで、法務局来ておりますね。あなたのほう
は、その後二線引き畦畔の土地の問題について
て、何か通牒を出しておるようですね。御存じで
すか。

○川島説明員 法務省といたしましては、この問
題については特別に通牒は出しておりません。

○平林委員 昭和四十年十月六日付日記第登第二
六六号という通牒、こういう関係文書はあなたの
ほうじゃないのですか。「登」と書いてあるので、
私は、登記に關係をしているから、そういう関係
では法務局の文書だと思ふのだけれども、あなた
のほうの文書じゃないのですか。こういう文書は思
い当たるところはないのですか。

○川島説明員 私、記憶にありませんので、ない
と申し上げました。

○平林委員 内容を少し読みますよ。二線引き畦畔
の土地の取扱について、「標記の土地の取扱につ
いては昭和四〇年一月六日付日記第登第二六六
号をもって通達したところであるが、これが事務
取扱の迅速を図るため東海財務局、津財務部と協
議の上畦畔の国有地でないことの権限ある官庁の
証明書として別紙様式による証明願及び関係書類
を提出して地元財務部又はその出張所の証明をう
け当該証明書を添付して土地台帳附屬地図の訂正
或は地積の更正分合筆等の手続によつて処理する
ことができる取扱としたから通知する。」、まだい
ろいろ内容があるのですが、大体これくらい読む
と、あなたのほうの文書のように思ふのですが、

どこ発信かわかりませんか。

○川島説明員 私が申し上げましたのは、法務本
省といたしまして出先機関である法務局あるいは
地方法務局に対して、この問題について通達をし
たことがないという意味で申し上げたわけでは
ありません。いまお読み上げになりました通達を伺
いますと、あるいは、これは私の想像でございま
すが、現地の地方法務局あたりで管内の登記所に連
絡した文書であるように思われまふけれども、
その内容は全然承知しておりません。

○平林委員 あとで調べてください。

大蔵省に伺いますが、大蔵省は昨年私がこの二
線引き畦畔は民有地であるということを提起いた
しまして、国会でいろいろ議論をいたしまして
からどういふ文書を出しになりましたか。

○松永政府委員 この二線引き畦畔、青地とかく
ろ地とかいわれているという問題につきまして
は、その後、平林先生が当委員会御指摘になっ
た以後、法律の性格等についても十分検討をし
てまいりましたわけですが、何分にもこういう
う土地制度は明治初年以來発している非常に沿革
のあるものでございまして、なかなか法律的性格
も非常にむずかしいという事情がございまして、し
かし、事態は本件をめぐっていろいろ進んでおり
ます。そういう関係から、検討を続けておる段階
におきまして、いろいろ確定いたしましたことを
通牒として出しております。

それは二つございまして、一つは、こういう事
案がすでにいろいろ出てまいっております。主と
して宅地造成等、集団地帯の造成を行なうことに
伴つて起こった実際の処理を何とか簡易化し、現
実の工事の進行等に間に合わせたいという趣旨か
ら行なつたものでございまして、もう一つは、いわ
ゆる「畦畔、のり地等の取扱について」というこ
とで、従来の問題になつておりました畦畔とか、
のり地というふうなもの性格、定義等を明らかに
し、今後の扱いを示そうとしたものでございま
す。この二つの通牒では、もちろん昨年当委員会
でいろいろ議論のありましたものすべてを解決

したことにほまいらないかと思つております。第
一の通牒で申しました点は、要するに、こういう
団地の中に畦畔等、私たちは国有地といつており
ますが、そういう国有地がある場合の、その国有
地の処理を迅速に行なうための評価とか、あるいは
は測量、数量の確認等を簡易な方法で行なうこと
ができるという特例処理をいたしまして、非常に
時間がかかるという問題を促進したいという考え
方で措置したものでございまして、ただ、本件の処
理を、実際に東名高速道路の場合等の畦畔にある
部分は適用することもできようかと思つておりま
す。しかし、なおこの通牒は国有地であるという
觀念の上に立つてつくられておる通牒でございま
す。この国有地という觀念の上で、さらにいま農
民の方々は自分のものである、すなわち民有であ
るといふ主張をなさつておる、その問題の処理
を、実際のな処理としていまのような方法を考え
たわけではございません。しかし、あくまでも自分の
ものであるという主張をなさる農民の方々に對す
る処理のしかたとして、現在は、御承知のよう
に、裁判をもつてそれを確定するという方式に
なつておりますが、そういう方法でいいのか、そ
れが現在の東名高速道路の工事の進捗等に照らし
てみて、そういうやり方で間に合うのか、実際に
即してそれがいいのかという点は、確かに問題が
あるかと思ひます。この点につきましては、目下
いろいろ検討いたしまして、前向きな姿勢で検討
いたしておるところでございまして。

○平林委員 私がお尋ねした、国会で議論をされ
て、その後大蔵省が出された文書は二つあると
言われましたが、私の承知している限り三つあ
る。一つは、昭和四十年四月一日の「宅地等造成
地内に所在する旧里道、畦畔等の処理について」
という文書ですね。これは「地域開発の進展に伴
い、住宅団地、工場用地等の敷地造成が盛んに行
なわれているが、これに伴つて、宅地等造成地内
に所在する旧里道、畦畔等について早急に処理を
要するものが増大しており、その処理を迅速化す
る必要性が痛感されるので、この種の事務処理の

簡素化、合理化を図るため、下記により特例処理を行なうこと」として通達されたものですね。

もう一つは、同じ昭和四十年四月一日に建設省にあてて出した文書で「公共用財産の用途廃止に伴う引継ぎについて」という文書があります。これは「住宅団地、工場用地その他新市街地開発のための土地造成事業等により用途廃止される公共用財産の引継ぎについて、下記のとおり特例処理の手続を定めましたので、通知します。」ということとで、この手続の簡素化の処理をしている。これが二本出ているのです。これは、私と大蔵省と議論をしている所有権の問題については、別に白黒をつけていない。そればかりか、いままでのやつは早いところ処理してしまおうという形で、便宜の通牒でございませう。この問題についての政府の取り組み方というものは非常に便宜主義的に流れて、ある意味では理論も何もなし。なくなられた大野伴睦さんではないけれども、足して二で割るようなやり方の処理をやっておる。現実的かもしれないけれども、提起した私としては、事の黒白をつけないでこういうことを政府が文書によって処理していくことは、はなはだ感心しないことで、厳格に言えば、国民の利害に関する問題です。

もう一つ出されているのが昭和四十一年一月七日の「畦畔、のり地等の取扱について」でございまして、これも私は大蔵省の態度まことにけしからぬと考えておるわけでありませう。少なくとも、あれだけ議論された問題についての文書としては、少しも検討も、反省もない。「畦畔、のり地等の取扱について」は「は」こう書いてある。「標記のことにあつては去る第四十八国会において、それが国有であるか又は民有であるかについて論議が行なわれた。本件に対する大蔵省の見解は、昭和三十年九月二十六日付蔵管第三一三二号「国有畦畔について」で会計検査院に対し回答しているところであるが、国会における論議を通じて下記の諸点が明らかにされたので、今後の処理にあたって遺憾のないよう留意されたい。」中身を読んでも、国会で議

論をされた民有地と認められるものはどういうものであるかということ、ある程度明確にはされておりますけれども、基本的態度は変わっていない。民有地と認められるものは、この文書によれば、政府のほうでは、「畦畔、のり地等のうち、土地台帳又は不動産登記簿（附属図面を含む）に私人名義で記載されており、地番が付されているものは民有地である。したがって、土地台帳又は不動産登記簿に「内畦畔」又は「外畦畔」と記載されているものは、本地と一体として地番が付され、私人名義で記載されているものであるから、民有地である。また、土地台帳又は不動産登記簿付属図面（いわゆる公図）は、明治初年の地租改正の際に作成された地引図又は字限図を基礎とし、明治十八年から実施された地押調査によって更正したものであるが、これらの公図において、青、薄墨等に着色されている畦畔、のり地等であっても地番が付され、かつ、私人名義になっているもの、又は本地と畦畔、のり地等の間が点線、朱線等実線と区別して画かれている畦畔、のり地等は本地と同筆であつて、これらは民有地である。こういう点は私が議論をした中で二線引き畦畔はすべて国有地であるというところから一歩譲歩した形で民有地の区分を明確にしておりますけれども、これじゃだめなんですよ。第一、ばくは常に言っているのだが、畦畔の中には地番がないのが多いのです。これから東名高速道路で用地を取得していくという足柄上郡、中部、秦野周辺には、絵図面を見ますと全然地番がないのです。しかし、明治以来ずっとこれが本人の所有とされておる。ただ、土地台帳を見ると地番がないのです。この解釈によると、地番がなければ、民有地ではない、こういう取り扱いになるわけでございます。大問題なんです。私人名義で内畦畔、外畦畔と登記されておりますけれども、実測したわけじゃないから、実測には違いがあるでしょう。そして、絵図面にあるところの畦畔は大体地番がないですよ。私は全部調べてみたけれども、地番がない。こうなると、せっかく譲歩されたような形に見られる新しい一月七

日の文書によりまして問題の解決はできない。（金子）（一）委員長代理退席、委員長着席
こういうことになるわけでありませう。
委員長、私は、私の問題としておることを一度実地調査をしてみたい。そうすれば、私が言っておる現実の問題と、大蔵省が文書で書いている、地番がないものは民有地でないと言っていることがいかにあきらかであるか、実情無視のものであるということがわかるか、実情無視の委員、どうですか、ひとつ適当な機会に委員会として実地検証をやるということについてお考えいただきたいと思ひますが、いかがですか。
○三池委員長 一応理事事に相談をした上で決定することになります。
○平林委員 そこで、私、これはまだ問題があるということだけ頭に入れてもらいたいと思う。実地検証をすれば、大蔵省がいかに実態にそぐわない頑迷固陋な態度をとっているかがわかります。私はしばしば言っておるのですけれども、私は昔の古い資料を見ましたところ、神奈川県では武蔵、相模の両国といつていた時代がございまして、古い文書の中に、地租改正による明治十三年の官民所有地区分表というのがあるわけなんです。これは昔の官庁の文書なんです。これによると、神奈川県では民有の青地というのは二千四百三十三町歩ある、官有の青地というのは百七十八町歩しかないのではありません。この割合は二千四百三十三対百七十八です。だから、政府の、原則として畦畔は国有地であるという解釈は間違つておる、原則として民有地である、こういうことでなければならぬ、こういう主張をしておきまして、具体的な資料も提起して議論しているのです。それが一月七日の文書によりまして、大蔵省の態度は、昭和三十年に出したものと基本的に変わらなせんというのだから、頑迷固陋、そして農民の私有地をいろいろな理由をつけて、いろいろの問題のときに取り上げていくというさもし根性、明治の昔、殿様が知事になったときに、やたら民有地を取り上げて藩地にし、国有地にしていった態度と

ちつとも変わりがなし。徳川時代のお役人の頭をつけたのが今日の国有財産局である、こう言つても差しつかえないくらいなやり方をとっているのですよ。

そこで私、お尋ねしたいのだけれども、この問題については、私は基本的にはそういう考えですが、昨年田中大蔵大臣のときにも議論をいたしまして、前向きに取り組み、いま国有財産局長も前向きで何らかの解決に取り組みたい、こゝ言われました。具体的に伺ひたいと思ひます。先ほど私が読み上げた「畦畔、のり地等の取扱について」という文書の後段にこういうことが書いてある。「おつて、国有畦畔、のり地等にかかる取得時効の取扱については、近く別途通達の予定である。」いいですね。これは国有財産局長が出した文書ですからよく知つておると思うのですが、どういふ構想でこの通牒を出そうとしたのでありますか。

○松永政府委員 この畦畔につきましては、先ほど先生は頑迷固陋ということをおっしゃいましたのですが、実は私たちが、先ほどの通牒でお読みになりましたように、明治以来の私権の発効という土地制度の沿革から見まして、民有地としての地番が付与されているもの、そういうものが民有地である、そうでないものが国有地である、こういう考え方であつて、先ほど、従前の考え方と変わりがなしと言ひました意味は、そういう意味で申し上げたのでございませう。いわゆる点線で示されておるもの、あるいは朱線で書かれておるもの、そういうものについては民有地の地番がそれに及んでいない。したがって、これは国有地でない、こういうことで申し上げたわけでありませう。いづれにしても、そういう明治以来の土地制度の沿革がこれにかつておきまして、そういう土地の実情（御承知のように、国有財産台帳には事実載つておられせんし、それから、その土地がそういう状態で使われておたという事実、そういう点を見ますと、この土地は、なるほど私たちは国有地であるという考え方は変わりはないわけでご

ざいますが、しかし、こういうものについてすでに取得時効がかかっているものがあり得る、従来はこの取得時効にかかっているものは裁判において争うという方針を堅持しておいたわけであり、そういう裁判をこういうために一々やるということがはたして適当かどうかという点を検討いたしておいて、裁判上の時効の援用でなければ国は認めないという態度でなくて、もっと行政的な措置によって、時効にかかっているものと認められるものはそれを認めるというのではできないか、それがためには、大蔵省だけでなく、法務省との間で、すなわち政府一体となってこれを検討する、その結果、時効にかかっていると思われぬものについて、一々訴訟をしないのでこれを認めていくという方向はできないものかということで、現在法務省等とも検討いたしております。まだそれについて若干の疑義も残っておりますので、検討を続けていくところでございますが、将来はそういう方向で問題を解決していきたい、またそれが実情にふさわしいのではなからうかというふうに考えております。

○平林委員 国有地であるか、民有地であるかという議論については態度が変わらない、こういうお話ですが、それは実情調査をしたあとで、あなたのはうが地番が付けられていないのはだめだ、こうおっしゃることがいかに間違っているかということは判断をされたらいいです。大体、田と田の間にある畦畔には地番が付けられていないのがあたりまえだ。各個人の家でも、玄関に表札がかかっていれば、お勝手には表札はかけない。いわんや、便所やふろ場には表札はかけない。しかし、その家の玄関に表札がかかっていれば、それに付随するところの便所やあるいはふろ場というものは、その人の所有であると考えるのが常識なんです。田と田の間にあるあぜ道、畦畔、こういうものは、本地に地番が付けられていれば、その畦畔はその所有地である。民有地と民有地の間に国有地が存在するなんていうことが考えられますか。そんなことは考えられないですよ。ただ、その公図をつくるときのいろいろな手法、そのつくるとき

の約束に従って地番が付けられていないにすぎないので。私はこれは自信をもって言うことができる。ですから、国有地である、しかし、この際、民法百九十二条ですかの時効取得の条項に従って裁判をやるのだけれども、特に裁判をしなくてもその本人のものにしますというように思着せがましいことは本来間違っているのです。自分の言うたことをなるべく曲げないようにして、実質的には解決していこうという考え方だから、こういうのを頑迷固陋、こう言うわけなんです。しかし、いずれにしても、近く国有畦畔、のり地等にかかる時効取得の取り扱いについてきめるといふのでありますから、私はその内容については十分事前に承って、そして国民に損のないような形でやりたいと思っておりますから、ひとつそういうふうにご心得ておいてもらいたいと思うのですが、いかがですか。

○松永政府委員 ただいま検討いたしておりますが、早急に結論を出したいと思っております。結論を出しました上は、それを実情に沿うような方向で実施したいと思っております。

○平林委員 ちょっと伺いますが、先ほど私は法務局の通牒のことについて伺いました。調べがすぐできるわけではないからまだいいですけれども、これは出所不明なんだけれども、大体の見当は法務局の出したものとしておる。しかもこれは、名古屋法務局ですか、そこらあたりで出したのじゃないかと思っております。しかも、この文書によると「東海財務局、津財務局と協議の上畦畔の国有地でないことの権限ある官庁の証明書を」として別紙様式による証明願及び関係書類を提出して地元財務局又はその出張所の証明をうけ当該証明書を添付して土地台帳附属地図の訂正或は地積の更正分合筆等の手続によって処理することができ取扱としたから通知する。こう書いてあるのです。いま大蔵省はこれから相談をして出すというところですが、こういう時効取得のやり方を法律によらないでやるとすれば、どういうことが考えられるかといいますと、まずその所有者であると

ころの、特に畦畔を含んでいる所有者であるところの人が、国民が、これはおれのものだと思っていけるけれども、まあこういう通牒が出たら、大蔵省の通達に従って時効取得でもいいから、とにかく自分のものになれば安心できるから、理論は別、歴史的なことは別だが、便宜的にこうやって解決しようと考えたら、その申請書類を用意して財務局に持っていく、財務局のほうはそれを現地調査をするかしないかは別にして、いろいろ調査する、調査する材料はおそらくその市町村長の証明書だとか、あるいは紛争が起きないように、その隣の人に、こういうふうになっても異存はありませんといい証明書をつくってもらって、それで大体問題が起きそうもなければ、その人の所有に帰していく、裁判によらないで訂正させていく、こういうことが構想として考えられるのです。そういうふうな構想として考えられるというのは、あなたのはうはまだこれから検討だと言うが、大体そんなものだと私は思う。そんなものだと推測するのは、いま私があげた法務局の文書に大体同じことが書いてある。様式まで書いてあるのです。市町村長あての証明書があつて、様式まである。私がいま言っている文書にはね、それから、財務部長に提出するその証明願の文書の様式まで書いてある。それから、隣の所有者の承諾書も書いてある。隣の人のいざこざがないよう

にこういう文書まで出ているのです。これは一体どういうわけなんですか。大蔵省はこの畦畔等の取り扱いについて、これから時効取得の文章を考えて出すという。ところが、出先の法務局では、その財務局、具体的にいけば、東海財務局津財務部と協議の上、そういう取り扱いで公図訂正のこのとをさせますから、さよう御承知を願いたい、こうなっているのです。畦畔の取り扱いが支離滅裂じゃないですか。そう思いませんか。これはどこで相談をしてこういうふうになったのですか。これはあなた、どこの文書が知らないというからあれだが、一体、大蔵省どう思いますか。一歩前進という意味でいいことだけれども、これはど

ういうわけですか。めっちゃめっちゃじゃないですか。やり方が統一されていない。

○松永政府委員 その文書がどういう経緯で、だれと協議の上出た文書であるか、それは私のほうでは実は存じませんので、お答えいたし兼ねます。ただ、国有畦畔の問題につきましては、きょうは時間もございますので、明治初年以來の土地制度の詳しいことは申し上げませんが、非常に古い沿革があり、また、その使用形態が、そういう住民の方々の所有であつたとき使用形態が続けられておつたという実情でございまして、御承知のように、国有財産台帳にもなかつたという関係で、確かにこの点に関する国有財産としての管理に万全を期しておつたかという点につきましては、その点はまことに申しわけないこととさせていただきますが、そういう確たる把握はできていなかったというのが実情でございまして。したがって、地方によって差異を来しておつたり、統一された指導のもとに処理されてなかつたというような点はあつたかと思ひます。しかしながら、最近の土地事情から、こういう国有畦畔の問題を取り上げて処理しなければならぬ事態になつてきた、そういう点から、先ほども申しましたような処理のしかたをして、非常に多数あるので、われわれの限られた人員の中ではなかなか困難な点がございまして、これは何らかの方法によって軌道に乗せるということを考えたいと思つて、いま検討しております。

○平林委員 この点はこういうふうなまぢまぢなことです。あなたのはうがはつきりしないから、方々でもつてこういうふうなやつたり、ああいうふうなやつたり、やらなかつたり、三重県の尾鷲のように処理をされたり、いろいろなことがありますが、これは至急にとにかくとめていかなければならぬと思ひます。

それからもう一つは、あなたのはうの出した通牒というものは、まだ実情をもう少し検討せねばならぬという要素があるということを頭に入れて

もらいたいです。地番がなくとも民有地であるものがあるのです。官有地であるなどといったから、かえって実情に沿わないものがあるのです。この議論は前に私しましたから繰り返しませんけれども、いずれにしても、はなはだ問題のあるものでございまして、近く私が申し上げたような構想で出されるというその前に、やはり実情をもう少し調査をして、そうして、これらの人に実損といひますか、あるいは明治の地租改正以来の問題について、誤りのないような方法で処理をしなければならぬ、こう考えるわけでございします。これが解決しないと、きょう副総裁おいでになつてお聞きのように、東名高速道路でもなかなか支障が出てくるわけでございしますから、われわれも大いに大蔵省を督促して、その結論を出させるように努力をいたしますけれども、委員長においても、ひとつ一度実情調査でもされて、そしてこの問題になお結論をつけてまいりたいと思ひます。

きょうは私はこの程度にして質問はやめておきますが、もう一回、実情調査をした後に、大蔵省と議論しますから、そのときは、私はきょうは資料など全部持ってきておきますけれども、局長もぜひいざい勉強しておいていただいて、議論しましょう。私の言うほうが正しいのですから、ひとつ大蔵省もいまに頭を下げてもらうから、そのつもりでいてもらいたいと思ひます。

○三池委員長 只松祐治君。

○只松委員 時間の関係もありまして、ひとつ簡単に要点だけ問題を御質問をいたしたいと思ひます。

まず最初は、この法案の目的でございしますが、いろいろ書いてあります。しかし、十五億円でほしい仕事はできないと思ひます。一体十五億円でどういふ仕事をやるか、ほんとうは法案の目的等から入らなければならぬわけですが、具体的に、ずばり金の問題と関連いたしまして、目的をお尋ねいたしたいと思ひます。

○大塩説明員 この資金の目的でございしますが、まず、大都市の既成市街地に多数工場がありまして、各種の公害を生ぜさせておりますし、また、現在これらの地域から他の地域へ移転しようとする工場の敷地の買い上げの希望も多数出ております。これを買収することによってその都市の環境を改善することができるといふこと、それから、あと地をさらに再開発のための将来の公園、緑地、住宅などの用地に利用することによりまして、市街地の再開発を計画的にできるといふ効果を持つものだと考えております。また、もう一つ、都市計画として決定されました主要な公共施設の区域につきましては、先ほど説明いたしましたように、建築物等が禁止あるいは制限されておりますので、土地の買い上げを希望するものが多い実情でございします。そこで、地方公共団体がこれを買収取りまして、建築行為等を事前に押えることによりまして、将来都市計画の事業が実施される場合に、計画的かつ円滑に実施できる、こういう目的のために設けようとするものでございまして、しかりして、地方公共団体は、現在、いま言いました都市計画事業の実施のために財政的にも非常に追われつつある現状でございします。ですから、こういう長期の見通しに立つて、将来において事業化が行なわれるという準備をいたしたためには、国がそういう長期的な、あるいは低利の資金を用意して貸し付けるといふ必要があるからでございします。

○只松委員 そういふことは法律に大体書いてありますからわかるのです。いなかのほうなら十五億円で多少は買えるかも知れませんが、大都市のどまん中を十五億円で買ひたいと何ができるかということをお私に言っているわけですよ。したがって、将来はといふことにも話はおいておいていくわけですが、本年度十五億円で買ひたいは大したものを買えないわけですね。したがって、ほかにも宅地造成、工場造成をたくさんおやりになつておる、こういうものの一環として十億円や二十億円の金はいろいろくめんされればできることなんですよ。

ことさらにこうやって特別会計を設ける、しかもその内容が百五十億円というなら多少わからぬでもないが、十五億円の金で何ができますか、こういうことを言っておるわけですよ。

○大塩説明員 本年度十五億円という少額の金額でございしますが、この制度を設けました趣旨は、いま申しましたような理由でございします。本年度はさしあたり最も緊急と思われまます東京とか大阪の、先ほど申しました十三億円、二億円という配分でございしますけれども、これで準備いたしまして、将来はその事業の拡充に伴ひまして拡充をいたしてまいりたい、そういうつもりでございします。本年度はその出発点として、たとえば、工場の敷地の買い上げにしまして、そのあと地の利用計画等を目下準備させている段階でございします。

○只松委員 まあ、個人の宅地なら、何百万円か何千万円ですら幾口か買えますが、工場あつて、いのは相当の坪数があるわけですよ。したがって、そういうところで二億円だ、十三億円だといふたつて、幾口も買えないわけですよ。だから、極論すれば、実際上これはできないじゃないかと、いふことですよ。こういう趣旨そのものはそれほど悪くないわけですから、やるならば、やはり百億円なり二百億円なり、相当な金額を用意してやつていく、こういうことが当然だろうと思ひます。幾ら出発の年で、こしは金がないとはいへ、資金運用部から回すなりして適当にやれますから、あまりにもお粗末過ぎる、こういうことを私は言っている。それでは、将来は大体どういふ規模に発展させていくお考えですか。

○大塩説明員 現在、この開発資金を使ひましてどういふものを対象とするかといふことの長期の見通しにつきまして、地方の実情等を調べておる段階でございしますけれども、おおむね、この法律にありまますように、重要な街路とか、あるいは重要な都市のワク組みに影響しますような公園といふようなものについて先行的に取得するわけでございますので、それらの重要な街路といふものは、

は、大体四車線、幅員二十メートルないし二十五メートル以上のようなものを重点的に考えていくといたしますと、都市局の事務的な計算でございしますが、大都市におきましては、大体すでにきまりました都市計画街路のうち、三分の二くらいがいま言ひましたような基準に該当するかと思ひます。そういう計算で面積を出しております。それから、公園につきましては、大体、現在都市計画決定されている公園、緑地のうち、未整備の公園、緑地が二万四千ヘクタールほどございしますが、そのうちでこういう資金によつて取得することが必要だと推定されるものが二千四百六十五ヘクタールくらいございします。こういう積み上げを全体的に、マクロの数字でございしますが、計画としていふ資料を整えつつある段階でございします。これに要します金額は、推定でございしますけれども、非常に膨大な数に上りますけれども、こういうものを優先順位をつかまして取得するような形になることを予定しております。

○只松委員 膨大でけつこうですが、幾らですか。

○大塩説明員 これは事務局の試算でございします。で、仮の計算でございしますが、東京、大阪だけでございしますと、街路につきましては一千百億円程度、公園につきましては約八百六十億円程度になつております。

○只松委員 それを大体何年くらいでやりになる予定ですか。

○大塩説明員 都市計画は大体十五年ないし二十年くらい将来の予測を持っています都市計画決定をしております。したがって、大体この数字は十五年くらいうちに事業化しなければならぬ数字でございします。

○只松委員 十年、十五年たちますと、いまの自民党の経済政策では、たいへんに貨幣価値が変つてくると思ひます。いま一千九百億円、約二千億円という予想は、将来たいへんなものになつてくる。大蔵省は理財局長がだれか来ておりますか。主計局でもわかりますか。——これは一方向的

な都市計画課の数字ですか、それとも大蔵省側とある程度打ち合わせた数字ですか。

○大蔵説明員 ただいま申し上げました数字は、建設省の私のところで試算いたしましたものでございまして、大蔵省と協議はまだ済んでおりません。

○只松委員 大蔵省側はどうですか。

○津吉説明員 いま申されました数字は、具体的に聞いておりませんが、方針としては、先ほど来若尾次長も御説明いたしておられますように、都市再開発の問題自体は重要でございまして、当初十五億円をもって発足をすること、直ちにそのまま将来もそうであるかという問題になって、事業の必要性、事業量の判断、あるいはこの資金融通による処理その他の地方債等の処理等も総合的に考え合わせまして、将来必要に応じて拡充していくという方向につきましては反対がないわけでございます。

○只松委員 こういう金額について、大蔵省側は了解をされておられるのですか。最初答弁されたように、全然あずかり知らない、それは建設省側の計画だ、そういうことですか。

○津吉説明員 まことに恐縮でございますけれども、私、直接この数字を担当しておりません。法規のほうをやっておりますので、あまり自信を持ってお答えはできないのでございますけれども、間接に聞いておりますところでも、建設省のほうでいま言われました数字を承認しておるといいますか、打ち合わせてその数字でいくという段階にはなっていないと思ひます。

○只松委員 担当官がいらないので、法規じやとでも数字がわかる道理がないわけですか。またあとでもお答えいただくことにして、この法案を見ますと、大体返済期限その他十年になっておりますね。十年ということは、たとえば、工場あとに宅地を造成して、公団や何かに売り渡すとか、あるいは市で家を建てる、こういう場合、宅地だと大体すぐ使用になるのじゃないですか。そうすると、十年というのは多少長きに失すると思ひます。

ね。それから、今度は道路という問題になりますと、まあ、土地を買って道をつくるのが三年後になりますか、何年後になりますか、いろいろ期限の問題が出てくるわけですが、一体この十年というのは、どういふものを目安において十年という期限をおきめになったのですか。

○大蔵説明員 先ほど申し上げましたように、都市計画は、原則として十五年ないし二十年先の都市を想定いたしまして策定されるのが通例でございます。また、いよいよ事業する段階になりますと、事業決定というのは執行年度割りというものをとりまして、大体三年とか五年という期間に仕上げる、こういう例が最も多いのでございまして、五年以上十五年以内に事業化されるものとして計算いたしまして、まあ、その平均の十年ぐらいが適当であろう、また、工場あと地の買い上げの場合につきましても、事業化の時期はおおむね同様であると考えまして十年といたしておりますが、さらにつけ加えますと、なお償還の方法といたしましては、これが事業化されて、たとえば、補助金がつくとか、あるいは起債がつくという形で事業費として実現されますときにはその金が入るわけでございますので、この特別会計へ一般会計から入れる、その土地は一般会計のほうへ、事業費のほうへ渡するという形になるのでございます。

○只松委員 それから住宅なんかにする場合には、すぐ売れたりあるいはすぐ使用するのとは案外早いんじゃないですか、十年もかからないで、そうすると、いわゆる目的が達成されるとすぐ返済する、こういうことですか。それとも、まあ十年あるのだから、三年据え置きなり五年据え置きなり、十年あるのですが、地方自体も困っておるし、それはすぐ戻さぬでもいいという、こういう形で返済は要求しないということですか。

○大蔵説明員 いま住宅の例で申されましたように、工場あと地がそのまま直ちに住宅地に、あるいはある場合には住宅地と前を公園にというふうに、すぐ事業化されるものもあるかと思ひます。

す。すぐと言います意味も、三年とか五年のうちにやる場合があると思ひます。そういう場合には、いま申しましたように、これは一般会計のほうから繰り入れまして、この金を返済する、ここで回転させるという趣旨ではございません。

○只松委員 ちょっと最後はつきり聞かえなかったのですが……

○大蔵説明員 この金を、十年以内に事業化されまして、なお残りの期間特別会計の中にどめておいて回転させる、一種の、その特別会計の中で他の用途にも使うというふうな仕組みを考えてはおりません。事業化になりましたならば、国に償還していただくということになっております。

○只松委員 大蔵省、さっきちょっと聞いた数字と、いま、すぐ償還させるというふうなことで、これは売ったか売らなかつたかということは、監督官庁としても……まあ、あとで大蔵省との関係をお聞きするが、大蔵省は、国会に提出という形になっておるが、一々調べるのも容易ではないと思う。いまのように地方財政が苦しいと、そうすぐ返済をしないだろう。やはり十年間借りっぱなし、こういう形のものが大体出てくるのじゃないかと思ひますが、どういふところでそういうものを規制されたりするのか。たとえば、金額が少なければ優先的に借りて十年間借りっぱなしというところは優先的に借りて十年間借りっぱなしというところもありません。大体、Bという市が借りたというところも、今度は十年間とられていくからなかなか借りられない、こういうことになってくると思うのです。だから、そこは時間がありませんから、こまかいところまで論議しようとは思ひませんけれども、やはり金の場合には、期間、運用方法、そういうものが一番問題になってくる。どうやって金を公平に地方団体に配分するかという場合にはこういうことが問題になってくる。監督官庁としては当然そういうものに配慮すべきだと思ひます。そういう点までまだ考えていないということですから、やってみたいとわからない

ので、そういうことも考えていない、こういうことですか。

○岩尾政府委員 先生先ほどから御質問ございした最初の問題でございしますけれども、十五億円では非常に少ないではないかというお話でございします。さらに、そのあと建設省のほうから将来の非常に大きな数字が出されておる、それとの関連で一言御説明申し上げますが、十五億円と申しますのは、四十一年度実際にこの貸し付けが行なわれるであろうという見込みの額を計上したわけでございます。それはどうしてそういう額になるかと申しますと、まず法律の第一号、第二号に分けて書いてありますように、第一号は工場あと地の買い上げでございます。それから第二号のほうは都市計画に必要な公共施設の買い上げでございます。そこで、工場あと地につきましては、特に首都圏、近畿圏等におきまして制限区域をすべくつくっておいて、さらに、実際にその工場が工場用地なりあるいは高度化資金の貸し付けによって周辺に出ていくというめどのあるものに貸そうというところでやっておるわけでありまして。現実には、これはあくまでも主体は地方公共団体がやるわけでございます。その地方公共団体が、実際は貸してしまふ金を出していくのは非常に気の毒だから国のほうからその分を低利にかつ長期に資金を公共団体に融資しようというたてまえでございます。そこで、実際上の問題としては、工場等は、地方公共団体の立場からすれば、これはのいてもらいたい、のけたいという気持ちがありまして、工場自体が、いや私はもう将来移るから買ってくれというお話になりませんと、この話はなかなか成約しにくいわけですね。そこで、従来、三十九年でございますが、東京都で同じように二十九件ほど申し込みがございましたけれども、その間に成約できなかったのは五件でございします。その程度のお話しかないわけですね、実際上の制約はなかなかむずかしい。さらにその制約されたものを地方公共団体が買ひ場合の資金負担というものを軽減するためにこの会計から貸すわけでございますか

○大蔵説明員 この金を、十年以内に事業化されまして、なお残りの期間特別会計の中にどめておいて回転させる、一種の、その特別会計の中で他の用途にも使うというふうな仕組みを考えてはおりません。事業化になりましたならば、国に償還していただくということになっております。

○只松委員 大蔵省、さっきちょっと聞いた数字と、いま、すぐ償還させるというふうなことで、これは売ったか売らなかつたかということは、監督官庁としても……まあ、あとで大蔵省との関係をお聞きするが、大蔵省は、国会に提出という形になっておるが、一々調べるのも容易ではないと思う。いまのように地方財政が苦しいと、そうすぐ返済をしないだろう。やはり十年間借りっぱなし、こういう形のものが大体出てくるのじゃないかと思ひますが、どういふところでそういうものを規制されたりするのか。たとえば、金額が少なければ優先的に借りて十年間借りっぱなしというところは優先的に借りて十年間借りっぱなしというところもありません。大体、Bという市が借りたというところも、今度は十年間とられていくからなかなか借りられない、こういうことになってくると思うのです。だから、そこは時間がありませんから、こまかいところまで論議しようとは思ひませんけれども、やはり金の場合には、期間、運用方法、そういうものが一番問題になってくる。どうやって金を公平に地方団体に配分するかという場合にはこういうことが問題になってくる。監督官庁としては当然そういうものに配慮すべきだと思ひます。そういう点までまだ考えていないということですから、やってみたいとわからない

ので、そういうことも考えていない、こういうことですか。

ら、したがって、三十九年度は東京都で十億円ということであれば、初年度でもございまして、来年この分に十三億円程度を計上するというのは決して多いとは思いませんけれども、非常に少ない額であるというふうには言えないと思います。

それから第二点の公共施設でございしますが、これも御説明があったかと思いますが、これは本来都市計画に必要な土地を買い得るわけでございまして、普通であれば、都市計画についてあります補助事業の事業費の中で買っていくわけであります。それを補助事業で買いますと、二年、三年先のものを買うことになるわけでございしますが、もっと先の、これは非常に重要であるからといって、早目に手当てをしておこうという意味で、五年あるいは六年先のものを手をつけようというのでございまして、しかも東京、大阪その他大きな都市だけに限定して政令で指定しておりますから、その分が実際上どういふものが引き合いくるかというところがなかなかむずかしい問題でございまして、これも初年度でもございまして、そうなくさん出ていくというふうにも考えられないというところで、この分に対して二億円というふうな計算を、建設省とも打ち合わせの上でやった次第でございします。これはあくまでも公共団体なりあるいは国が、これは都市計画に必要だから買い取るんだという、買い取りたいというものを全部買うんだというところでございまして、実際には動いていくので買い取ってもらいたいという話のあるものを買い取る資金の、しかも援助をするという会計でございまして、この意味で、私はそう少ない額ではないと思います。

それから将来の問題でございしますが、将来、いま申されました建設省の数字は、国なり公共団体の立場として、こういうところは先に買っておきたいというふうな考えでおるものがこれくらいあるというふうな数字でございまして、私のほうは将来の、今後のこの会計の予算策定上の問題としてどれくらいものを予定するかという数字とは違うわけでございまして、したがって、この数字

については、大蔵省としては決して話し合いが済んでおるわけではございません。

それから一般会計へ入れました資金でございしますが、これは四十一年度は五億円入れるわけでございします。これは繰り入れでございしますから、そのまゝ入れてしまふわけで、この五億円と運用部から借ります十億円とを合わせて実際の貸し付けを行なっていく、そこで貸し付けでございしますから、金は返ってくるわけでございします。そういうしますと、特別会計といたしましては、その返ってくる金がある、さらに、来々、再来年一般会計からあるいは運用部から金を借りてまいりまして、それと償還金とを合わせて、さらにこの貸し付け事業というものを拡大していく、こういう構想でございします。したがって、そういう意味合いで初年度はこの程度でございしますけれども、将来になればさらに大きな事業規模になるであろうというところは十分想像されるところであります。

○只松委員 金を出すのは、大体そういうことで大蔵省になるわけですが、この法案では蔵入蔵出、そういうものは大体大蔵大臣に送付すればいい、こういう形になっております。ほとんどは建設省がこれを管理して、大蔵省は書類送付だけで事後承認といいますが、そういう程度のものです。ほかのやつも大体そういうふうな、大蔵省が直接管理して、こういう金もほかの省が管理をしておる、こういうものはたくさんあるわけですか、そこいらの関係をお話し願いたい。

○岩尾政府委員 特別会計につきましては、その事業をやります官庁の主務大臣が大体主管でございまして、大蔵省といたしましては、そういう資金の関係で関連があるという意味で所管大臣に入っておりますけれども、実際の主管をやるのは事業をやる主務官庁がやるということで、他の特別会計におきましても大体同じようなことでございしております。

○只松委員 自治省との関係は全然出てこないわけですか。いきなり建設省へいって、今度は地方

自治体ですから、ここでもいろいろな計画——一番中心になるのは都市計画でしょうが、いろいろな計画をしていく、たとえば、住宅を建てる場合に買ったというならば住宅局あたりが関係したり何かすると思いますが、そういうものは全部これも一本でやっていく、こういうことですか。

○岩尾政府委員 特別会計といたしましては、自治省とは関連はいたしません。これは貸す相手が地方公共団体であるということとございまして、その意味で会計を運営するだけでありまして、特に自治省と調整するという問題はありません。しかし、実際上地方公共団体に貸します場合には、先生の御指摘になりましたように、都市計画がどういふふうになっておるだろうか、あるいはそのあと地をどういふふうにするのかというような問題をおいては、非常に自治省とも関連がございします。実際上の運用の場合には十分連絡をとってやっていきたいと思います。

○只松委員 あとで多少お聞きしようと思ったが、時間がありませんから簡単に聞いておいておるんですが、都市開発というのは、工場あと地を買ったり、道路、そういうことだけではなくて、いろいろな都市開発があると思います。たとえば、公園一つをとってみても、日本の都市はきわめて立ちおくれしておるわけなんです、ただこれだけこうやって——これも確かに目的は悪いものではないし、それなりに意義がありますけれども、大蔵省から見ても、こういうものは特別会計をつくって複雑多岐にわたる傾向が強いと思えます。行政の簡素化ということも言われておるから、確かに目的としては独自の目的があるけれども、ほかの都市開発の類似のものがあれば、それに一本にして、わざわざ特別立法しなくてもいいのではないかという気がする。しかし、皆さん方がせっかくお出しになっておるわけですから、私たちがもうかかって審議しておるわけですが、あまり何もかも特別会計にして各省にまかしていくということも、大蔵省のあり方としてはどうだろ

うかという気がするのです。

それから、時間がありませんので、その関連した都市開発の問題について一、二お聞きしておきたいのですが、その一つは、現在までいろいろな形の都市開発が行なわれて、私も多少資料をいただいておりますが、宅地の造成と工業地の造成というものが盛んに進められてまいりました。宅地造成の場合は、まあまあそれに見合っただけで必要が伴ってございしますが、工業地の場合には、この経済政策の失敗とともに、膨大な工業地を造成しながらなおかつ売れ残っている、あるいはいまだ造成途上にある、こういうところがたくさんあって、これが地方自治体を圧迫する大きな要因ともなっております。その概要について、担当局はどこですか、わかるところでいいですから、ひとつ説明してください。

○岡田説明員 工業団地造成等につきましては、三十九年度は地方団体が八百十億円ばかりの事業をやっております。それから四十年度では約千四百億円といったような要望が出ております。それに対して、自治省といたしましては、できる限り地方債のワクなり、あるいはまたワク外の交付公債等の手当てをいたしまして、一時期間事業債をもって措置はいたしております。しかしながら、個々の地方団体におきましては、地域開発という観点から相当積極的に進めてまいっておりますので、これについてのいわゆる利子負担でありますとか、そういうような点から若干苦慮しておる向きもあるようでございます。今後こういう点につきましても自治省としては対処してまいりたい、通産省その他関係の各省とも連絡をとりまして、先行取得という観点から検討してまいりたい、かように考えております。

○只松委員 私ここに資料をいただいておりますが、都道府県、それから六大都市、市町村、事業団、組合、いろいろな形で工業用地、住宅用地がつくられておりますね。住宅地の場合は、いま言いましたように、それほど残っておるものは

少ないのじゃないかと思うのですが、工業用地の場合、たとえば、完成に対しては九〇・九％と、大体九割前後の売却が各年度なされておるわけですね。しかし、計画面積からするならば、きわめて低いいわゆる処分率になつておるわけですね。この計画というのとは、着手されておるものもたくさんあるわけですね。あるいは未着手のところもあるかもしれませんが、大体着手されていると見て差しつかえない。それから見ると、きわめて低い処分率、たとえば埼玉県あたりでも、春日部のはうに二億円からの土地造成を行なつて、一向に工場の来手がないということで、借金とその利息に追われて、ああいう小さい市で弱り切つておる。こういうところはあちらこちらに私たちは聞かれます。どういう指導をされておるのか、現状はどうなつておるのか、もう少しつまびらかに——全国のところができなければ、関東周辺のものでござります、こういうお話をきいたのです。特に関東周辺全部はたいへんですが、顕著な例があればお知らせをいただきたい。

○岡田説明員 おっしゃいますように、造成された工場団地は大半売却されておりますが、地方団地がいろいろと計画しており、あるいはまた、御指摘のように一応土地の買収等は終わつたが、具体的な工場の対象なりあるいはまた工場そのものが、設備投資の手控えといったようなことから、しばらく様子を見ておるといふようなものも含まれております。しかしながら、いわゆる景気の回復等に伴ひまして、逐次工場等が実際に誘致されてまいるといふことも考えられます。しかしながら、自治省としましては、経済企画庁その他とも絶えず連絡ないし協議をいたしております。地域開発に対する地方団体自身の慎重な態度というものも要望いたしております。いわゆる地域開発と大体同じようなスタイルの、コンビナートを中心としたところの関連企業等をそこに誘致することとも想定するといったように、多少一般化したといふか、どこも同じような工場団地の造成、企業の誘致といったような、若干走り過ぎた

きらいがないでもない、そういう点については慎重に考えるように、また、全国的な地域開発計画構想そのものも、ただいま全国総合開発計画についてもさらに検討を加へつてありますけれども、従来の構想に国としても若干反省を加へながら合理的な地域開発を進めていく、その上に立つて、この段階としては、慎重な態度で、工場団地の造成なり、企業の誘致なりにつとめてまいらるべきだ、また、そのように指導してまいりたいといふふうに考えております。

○只松委員 このあなたたちのつくられた資料によつても、計画面積に対して売却面積は六分の一ぐらいしかないのです。六分の一は計画に対して売れ残つておる、こういうことだと思ふ。計画は、全部が全部着手されてはいないと思ふ。けれども、しかし、地方公共団体ですから、計画をして半分も着手していないといふことは、計画した費用、あるいは当然にここに支払われる利息、あるいはまた、こういうものを売却された、その後の租税特別措置等による各市町村団体の租税の減額、減収ですね、そういうことも論議しようと思つて、多少資料をいただいております。時間がかかっていますので、また日を改めてやってみたいと思ふのですが、こういうことで、地方公共団体は、財政がそういう面からたいへん行き詰まつておると思ふのです。したがつて、都市開発といふのは、いま出されております法案のように、ないよりあったほうがいいわけですが、こういう形の工場と地と、あるいは道路予定地を買い上げるといふような部分的な問題でなくて、やはりこういう宅地造成あるいは工業団地造成、あるいは、道路の場合も開発というけれども、ある意味では道路造成だと思ふが、こういうすべてのものを総合勘案した行政というものがなされなければならぬ、こういうふうに思ふわけなんです。ところが、日本の役所というものは、いま言いますように、工業団地は通産省じゃないだろうかといふので通産省、あるいは土地計画になれば建設

省、あるいは宅地造成は自治省というようにばらばらで、しかも、特別会計というものがそれぞれつくられて、大蔵省には書類を送付しておけばそれで済む、こういう形の行政というものが行なわれておる。こういう都市開発というものを考えるならば、もっと計画的に、総合的にやつていくことが必要だと思ふのです。まあ、東京近郊には首都圏といふものがあつて、計画だけは首都圏でやつておられますけれども、実際上こういう行政の段階になりますと、ばらばらに各省行なわれておる。こういうことは、たいへんに不謹慎と言つてはあれけれども、無策過ぎると思ふのです。そういう意味で、私は、この法案は趣旨には賛成ですけれども、こうやって、ばらばらにいろいろな形で行なわれるといふことは、今後皆さん方もいろいろなおりがあつたように、ひとつ御考慮をお願いしたい。特に、急速に東京近郊の開発を行なう場合には、よほどそういう計画的、総合的に行なわれないならば、進むべき開発というものがなかなか容易に進んでいかぬ、こういうことが言えると思ふのです。ぜひそれをお願いいたします。ただ、ついでに、資料はいただいておりますが、議事録にとどめるためにも、そういう宅地造成、工業用地造成、そういうことによつてもたらされた一般の租税特別措置ではなくて、そういうものによつて生ずる税の減収、減額の予定表とでも申しましたうか、当然取るべきものが取れなかつたといふものがあると思ふから、お知らせをいただきたいと思ひます。

○石川説明員 お答えいたします。昭和三十九年度の実績でございますが、道府県における工場誘致条例による地方税の減免額は七億二千百万円でありまして、なお市町村における減免額は十二億五千七百万円といふことでございます。なお、地方税の減免のほかは奨励金の交付とか、施設等の便宜供与をやつておまして、道府県について申し上げますと、奨励金等の交付の額が九億七百万円、施設の便宜供与が二億七千万円、道府県では地方税の減免を含めまして、合

計で十九億六百万円ということになっております。市町村におきましては、奨励金等の交付が二十九億九千九百万円、施設等の便宜供与が九億七百万円、これらを合計いたしました五十二億四千六百万円という金額でございます。

○只松委員 次に、これも広義な意味の都市開発の一つとして、特に私は体育振興委員会を取り上げたところもあるわけですが、河川敷の開放を早急に行なつてもらいたい、こういうことを要望してまいりました。建設省側もその趣旨には賛成で、できるだけ努力する、こういうことだつた。一向にその具体的な努力のあとが見られないわけですが、これは一年契約でございますから、三月三十一日で契約が大体切れる。四月一日から具体的な契約更改の時期を迎へまして、どういふ方針であるかといふことをお尋ねしたいと思ひます。

○古賀政府委員 高水敷の占用の問題につきましては、昨年来から体育振興委員会並びに決算委員会ではいろいろ御審議をお願いいたしました。その趣旨に従ひまして、われわれとしましては、河川敷のあり方としましてどうあるべきかということ、河川審議会に諮問いたしました。諮問と同時に、占用の許可はいかにあるべきかというような問題についても御審議願つたわけでございます。その内容については、昨年の十一月十日付で河川審議会の答申がありました。これに基づきまして河川敷地の占用の許可準則というのを定めまして、十二月二十三日付で各河川管理者あてに事務次官から通達を行ないました。その具体的内容は、第一点は、占用許可の基本方針、それから第二点は、公共性の高い事業の計画との調整、第三点は、占用の方法の基準、第四点は、占用の許可の期間、第五点は、許可の内容、それから第六点として、特に大都市周辺における河川の敷地占用の特例等を定めております。

問題点について説明しますと、占用許可の基本方針としましては、御承知のように、河川敷地は河川の流路を形成いたしておりますので、高水を安全

に流下せしめるということに目的を持っておるわけでありませう。さらに、そういう見地から、また公共用物として一般公衆の自由な使用を目的としているわけでございます。したがって、そういった基本的考え方から、原則としてその占用は認めるべきでないという意見でございます。ただし、社会経済上必要やむを得ずして許可する場合も出てくるわけでございます。その占用によりまして、治水、利水上支障がない、さらに、河川の一般大衆における自由使用が妨げられない、または河川及びその付近の自然的環境がそこなわれないうち、河川敷にあっては、営利を目的としない占用につきましては、公共優先の原則に基づいて占用を行なうことができるということにしたこととでございます。また、道路橋とか公園等、他の公共性の高い事業のための占用計画が確定している場合には、これに支障を及ぼさないようにする、それから、都市における河川敷地につきましては、公園、緑地、広場並びに一般公衆の用に供する運動場等の占用に限って許可するというように定めまして、河川敷地の一般公共の利用を開放的に十分配慮いたしたわけでございます。それに基きまして、準則を各河川管理者に十分周知徹底させるようにいたしておるわけでございますが、そのとき問題になりました多摩川の河川敷地につきましては、現在河川敷は相当占用されております。したがって、これらの開放計画の問題ともからみ合せてくるわけでございますが、何分にも各河川敷地におきましては、従業者その他労働者の問題がござりますので、現在多摩川は二級河川でございますが、各河川管理者と具体的に協議いたしまして、開放をどういうぐあいに進めていったほうがいいのかということを検討いたしておる段階でございます。

公園、広場、緑地、そういったものだけしか許さないということにしてあるわけでございます。その区域につきましても、ただいま検討いたしております。これも四月一日から区域を定めてやりたいというふうな方向で検討しております。ただいま河川敷地につきましても、かような方向で逐次改善の方向に努力をいたしておるつもりでございます。

○只松委員 いろいろお話がありまして、去年お聞きしたときも大体そういうお話、ほぼそれに近いものがあつたのです。それからもう一年以上たつわけですが、具体的に荒川、多摩川等での程度返還なり、あるいはどの程度公共のために使われるようになったか。私たちが視察いたしましたけれども、公共のものは少なく、ほとんどがとにかく営利を目的とするものであることは、あなたが御承知のとおりで、決して公共のものでなければ、営利を目的としないものでもない。ほとんどが私のものであり、営利を目的としておる。それが依然として行なわれておる。労働者はどの程度おるか知りませんが、何かあるとすぐ首を切つてしまつて合理化というものをやる。あなたたちが、ちょっとそういうことになる、労働者がおつてという。何人おるか知らぬけれども、河川敷地の労働者なんかたか知らぬけれども、それはまたいろいろ方法で、首切れとは言いませんけれども、それなりの方法がありますよ。そうではなくて、そこにおいて経営している経営者の問題でしよう。あるいは営業権の問題でしよう。そういう問題であつたが、うちうちうちしているのだから、労働者の問題——社会党の質問だからそんな答弁でござりまするのではなくて、具体的にどれだけ実績を上げたか、説明してください。

○古賀政府委員 多摩川につきましては、とりあえず東急多摩川ゴルフ場の占用いたします下流付近におきまして、あるいはその他の地区におきまして二十ヘクタールの公園敷地を一応進めてまいりたいと考えております。

○只松委員 東急多摩川を返還してですか。
○古賀政府委員 東急の一部は返還させることにしております。

ことを聞いているのです。未利用地帯をある程度進めるくらいのこと、別に建設省が力を入れなかつていただきます。国会で論議し、建設省にどうすると聞いているのは、そういうことじゃない。現在使つておるゴルフ場とか営利目的の——これはほかにもいろいろあるからあれだけれども、荒川、これは表面上はあなたたちは区に貸し付けてある。しかし、実際上は個人名義でゴルフ場をやっているところが下のほうにあるでしょう。入会金を取つてちゃんとやっている。これだつて、ほんとうは区議会が突っ込んでいけば問題になりますよ。ほかにもそのほかから調べなかつたけれども、そういう状態のところが多々あるでしょう。こういうものをどうするかというのを聞いています。建設省の力をもつてすれば相当のことができるでしょう。そして自分たちが許可するか、しないかの権限を持っています。そのことを言っているのです。未利用地帯の利用化を進めるくらいことは、聞かぬでもわかつています。

○只松委員 全部ですか、一部ですか。
○古賀政府委員 一部です。

○古賀政府委員 何ヘクタールの中のどれくらい。
○古賀政府委員 これは後に調べまして御報告いたします。一部を占用を取り消しまして、そして川崎側のほうで公園を進めてまいりたい。そのほかにも数箇所選びまして公園を整備してまいりたい。そのほかにも河川整備事業といたしまして、河川の河床にたまつている土を掘りまして、その土を利用して河川敷をつくりまして、一般の公衆が利用できるように広場をつくりたいというふうなことを考えております。これは主として二子玉川橋の上流の右岸で実施したいというふうに考えております。

なお、荒川等につきましては、都市河川のところでは都市河川の特例としまして区域を定めるといふことにはありますが、そういう区域を定めたとところにおきましては、先ほど申し上げました

○古賀政府委員 多摩川につきましては、とりあえず東急多摩川ゴルフ場の占用いたします下流付近におきまして、あるいはその他の地区におきまして二十ヘクタールの公園敷地を一応進めてまいりたいと考えております。

○古賀政府委員 東急多摩川を返還してですか。
○古賀政府委員 東急の一部は返還させることにしております。

○古賀政府委員 既占用地帯の開放につきましては、先ほど申し上げましたとおり、具体的な開放計画を立てつつあります。これはまだ完全に煮詰まつておるわけではございません。先ほど申し上げました労働者の問題は、いろいろとある。あるいは予告の問題、あるいは若干補償の問題もいろいろある。そういう点につきまして具体的に検討いたしまして、なるべく早い機会に開放をいたしたいと思ひます。

○古賀政府委員 多摩川につきましては、とりあえず東急多摩川ゴルフ場の占用いたします下流付近におきまして、あるいはその他の地区におきまして二十ヘクタールの公園敷地を一応進めてまいりたいと考えております。

○古賀政府委員 多摩川につきましては、とりあえず東急多摩川ゴルフ場の占用いたします下流付近におきまして、あるいはその他の地区におきまして二十ヘクタールの公園敷地を一応進めてまいりたいと考えております。

○古賀政府委員 多摩川につきましては、とりあえず東急多摩川ゴルフ場の占用いたします下流付近におきまして、あるいはその他の地区におきまして二十ヘクタールの公園敷地を一応進めてまいりたいと考えております。

○古賀政府委員 多摩川につきましては、とりあえず東急多摩川ゴルフ場の占用いたします下流付近におきまして、あるいはその他の地区におきまして二十ヘクタールの公園敷地を一応進めてまいりたいと考えております。

まして、開放を行なっていくというふうに考えております。

○只松委員 じゃ、明年度四月一日からは一切許可しない、あるいは一切という言葉を使わなくても、原則として許可しない、特別なものでないと許可しない、こういうふうな理解してよろしうございませうか。

○古賀政府委員 許可しないというのではなくて、開放計画を立てまして、開放計画で第一年度に開放すべきところにつきましては、年度当初かあるいは年度途中において占用を不許可にするというふうなことで処理してまいりたいというふうに考えております。

○只松委員 去年やってみてから一年たつのですからね。去年から計画をすれば、ことしの四月一日を期して相当具体的にできるはずで、一年前も、あなたはおいでになったかどうか知らないけれども、建設省の相当の方々がおいでになって、荒川から多摩川から全部調査して、私も荒川に行ったわけですね。あのときの話は、いまだにでもそういうことは努力しようというふうな口ぶりだった。それからおそく一年以上たつています。体振ができてすぐの問題でしたからね。それで、今日また四月一日が来て、一年たつたけれども、検討しよう、努力しよう、こういうこととでしよう。検討でも、たとえば、あのとき一応資料をもらったけれども、百万坪なら百万坪の河川敷で貸しているところがあるならば、その五十万坪は初年度にする、あるいは三十万坪は初年度に開放いたします、二年目はこういたします、三年目は完全にいたしますというふうに、あなたたちがすればできるはずで、あなたたち建設省の事務能力あるいは権力をもってすればね。何か、そのときだけちょっとうまいぐあいにもよるかもしれませんが、あとは適当に国会が終われば知らぬ顔をしていけばいい、こういうのは、悪い意味の官僚の役人根性というものです。官僚機構にもいいところがたくさんある。それができないならできないと言えはいい。去年だつてできるということをは

とんど言われた。努力いたしますと云って、努力のあとが出ていけばいいけれども、一つは多摩川の東急ゴルフ場を幾らか開放する、こういうことをおっしゃった。これも何千坪、何万坪開放したのかわからない。係官が来ておつてもわからない。河川敷のことを聞くと、私はちゃんと言つてある。特にこの四月一日という期間を据えて、あなたたちが更改の契約を結べば、一年間はどんなこととがあつても返さない。原則として四月一日から結ばないというようにして、結ばないが、さて本年度はどうやってやるかということであつたことが折衝を始めるなら、それは本腰だということ

で、そういうことが進んでいくでしょう。来年一年猶予期間を置くか二年置くかわからぬが。しかし、またあらためて契約を結んでおけば、経営者側になつてみれば、なに、やりさえすれば裏側から回つてちよいとあれを使えば大したことはないよ、こういうことでまたやっていきますよ。そうでしょう。あなたたちがやるかやらないかという腹がなくて何ができますか。毎日かどこかの新聞の社説だつて四、五日前に、相当強く取り上げておつたでしょう。どういふ腹なんですか。

○古賀政府委員 決してごまかすつもりはございません。ただいま申し上げました多摩川につきましても、ただいまおおむね五カ年くらいを目途にして開放計画を練つているところであります。先ほど申し上げました開放計画、年次は一応申し上げませんでしたけれども、そういう方針で、ただいま多摩川は二級河川でございますので、各河川管理者と具体的に協議を重ねております。荒川につきましても一級河川でございますが、ただいま下流のほうに相当地盤沈下がありまして、実際になかなか利用できない部分もございます。あつたはに相当の土地造成を必要とします。したがって、先ほど申し上げましたように、隅田川のしゅんせつ土砂等を持ってきて埋め立てを……。

○只松委員 いま使つていられるところを聞いているので、未利用を言つていない。いま使つていられるところを四月一日からどう更改するかというこ

とを言つていられるのだ。

○古賀政府委員 とりあえず、荒川につきましては、先ほど申し上げました公園の敷地で東京都の占用にかかる敷地が相当ございますので、その公園化を急ぐことにしまして、東京都に行政指導を行なつております。荒川につきましては、多摩川のそういった開放計画を一応樹立してから後に、具体的に協議してまいりたいというふうに考えております。

○只松委員 それでは、荒川につきましては、当面具体的な開放計画はない、こういうことで放計画をつくつていくような計画にいたしたいと思つております。

○古賀政府委員 逐次これも多摩川に引き続き開放計画をつくつていくような計画にいたしたいと思つております。

○只松委員 逐次とか、早急とかいうことを聞いているのじゃない。具体的に開放計画は多摩川は五年というのをあなたは言いましたけれども、荒川については何も言われない。逐次なんというものは、一年も逐次だし、五年も逐次だし、いろいろあるわけだ。あなたたちの答弁みたいないろいろあるわけだ。二級河川で弱いほうは五年でできるけれども、一級河川の自分たちの権力の及ぶところは何もしきらないのですか。建設省はそんな力がないのですか。

○古賀政府委員 これは具体的に年次をまだはっきりきめておりませんので、それでさように申し上げたわけでございますが、開放するとすれば、多摩川の五カ年以内というふうなことに準じてやるつもりでございます。

○只松委員 去年の話では、早急に、ことしの三月の更改期にでも具体的にそういう返還問題を論議し討議する、こういうお話だつた。ところが、一年たつて、こうやって論議してみると、まだほとんどなくて、多摩川のほうに多少計画があるが、それも聞いてみたら、一年か二年のうちにでなくとも、せいぜい三年ならいざ知らず、このことだけは中国方式みたいに五年先というのはたいへん長い。しかも、これは契約だといつたつて、

契約金もあるいは権利金も何も支払つてないわけですから、あなたたちがやろうと思えば、この河川敷地には権利も何も発生してないのです。ただ、ゴルフ場あたりは芝生を植たり何かしてあるけれども、自動車あたりは第一置くことができないわけですね。自動車は動いているわけですから、それを持つていくことは何でもないわけですね。そんなところには権利義務の關係は発生してないわけですね。やるなら、建設省が立ちのきを要求して、裁判をやつてごらんない。そういう明確なものでもできない。あなた大蔵省じゃないから税金の問題じゃないけれども、税金の場合でもしかり、とにかく何かの場合には非常に強権を発動して強く立ちのきを要求しているかと思えば、こうやって、いま都民がたいへんに運動場や何かなくて困つておる。手に入れようと思つてもない。そういう面から私たちが超党派で体振あたりでやれば、もうすぐによいようにうな口ぶりで約束しておきますよと、五年後には何と、こういふことなんです。それからそれはあなたたちが道義的に、まあ謝礼金とか何とかいうか、私は賠償じゃないと思うけれども、何か立ちのいでもらうのに考慮するといふのなら、わからぬこともないけれども、賠償の問題があるからと、いかにも賠償するかのうな発言もしておる。どこに法律上、契約上権利金を取つたり何たりしておるか。これは個々のアパートや何かの契約だつてさうだ。二年契約の権利金なら、二年たつて追い出されて当然で、法律上負けますよ。それくらいのことでは、あなたたちは官吏だから十分知つておるでしょう。そういうものがいないのかかわらず、いまちよつと口をすべらして補償だつてあなた方が出すのじゃないけれども、結局国民の税金から出すのですからね。大蔵委員会からやいやい言われても、国民から出された税金の中から出すのですから、そう簡単に出してもらつては困る。

国会で答弁をしておるならば——私はきょう時間がございませぬからこの程度でやめて、きょう大蔵委員会が終われば、また体育振興委員会でもう少し時間をかけて、体育振興委員会はあまり議題がございませぬから何時間という時間をかけてやってみたいと思ひますけれども、ひとつそれまでによく計画を練つて、もつとまともに答弁ができるようにしていただきたい。

最後に、ひとつ重ねて、五年というようなことではなくして、もつと早急に開放をしていただきたいのです。四月一日からのやつは、原則としてとにかく継続契約に應じない、こういうことぐらひは答えをいただきたいと思ひますが、いかがですか。

○古賀政府委員 できるだけ開放を前提として具体的に計画を練りまして、実際に行なえるような方向で検討してまいりたいと思ひます。

明年度の更改につきましては、ただいま申し上げましたように、開放計画を検討いたしておりますので、その検討の段階に従ひまして年次計画も考へております。そういう初年度に該当する分につきましては、年度当初から、あるいは年度途中からでも占用の許可を取り消すような方向で検討してまいりたいというふうに考へております。

○只松委員 したがって、少なくともこの年次計画が立つまで契約をしない、こういうことぐらひ答弁できると思ひますが、どうですか。

○古賀政府委員 ただいま只松先生のおっしゃるような御趣旨で十分検討してまいりたいと思ひます。

○三池委員長 内閣提出の、昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、及び有馬輝武君外

十二名提出の国家公務員共済組合法及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

本日は、国家公務員共済組合連合会理事長今井一男君が参考人として出席しておられます。

参考人には、御多用中のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。山田壯目君。

○山田(壯)委員 今井さん、お忙しいところをどうもありがとうございます。

昨日、共済組合法の一部改正の政府提案があったのでありますが、この問題の質疑を若干先に延ばしていただきまして質疑をすることにいたしましたわけですが、本日今井さんにおいでいただきましてお伺いをいたしますことは、最近国家公務員共済組合の運営をめぐる疑念の目で見られておる問題が発生いたしましたので、この際法案の審議に先立ちまして、こういう事柄について、ただすべき点はただしておいたほうが、きわめて時宜に即したことであらうと考へまして、直接の法改正にわたる審議ではございせんけれども、これから若干質問をいたしまして問題点を明らかにし、処理すべきものは処理すべきように公務員共済組合連合会の責任者である今井さんのほうから御答弁いただきたいと思ひうけてございます。

問題点の第一は、二月の終わり、二十八日でございますか、連合会の役員であります常務理事兼事務局長をなさつておる栗田千足、同常務理事後沢信吾、同顧問西尾治郎の三名が、分譲住宅の宅地造成の事業にからみまして、同工事を担当いたしました野村工事会社の取締役河川協常信、開発重機協同組合の理事である大里弘、不動産業の鴨下平四郎、同藤田弘平などからそれぞれ十数万円の金を受け取つたという疑いで、警視庁の捜査二課に逮捕されたことからこの事件が公になり、しかも、核心に触れる捜査が続けられてきたのでございま

すが、組合員並びに国民各位に与えた疑惑は、連合会の経理がきわめてずさんなのではないか、膨大な共済組合の資金を運用いたしておるのであるから、そういうずさんな経理運営がされていゝとすれば、伏魔殿的な要素を持つておるのではないだらうか、こういう疑惑の目がかかり広がつてきたように見受けられておりますので、この逮捕された栗田千足の直接の事業上の責任者である今井理事長のほうから、この経緯について——ただいま捜査中でございますので、話にくいところがあるかと思ひますけれども、話される範囲でまづ事件の経緯を述べていただきたいと考へております。

〔委員長退席、吉田(重)委員長代理着席〕
○今井参考人 今回の問題によりまして、組合関係はもとより、各方面に非常な御心配をおかけしたことに對しましては、まことに残念に思ひます。お話のとおり、ただいま起訴、検事勾留の段階でございまして、事件を捜査中でございますので、弁護士その他接触しておるルートから得ました情報若若干持っておりますけれども、しかし、お話をとおし、私どもの見るところをそのまゝ申し上げるのもいかがと思ひます。司直の手で少なくとも起訴ということが出されたわけでございますから、ただいま御指摘になりました事実につきまして、一応の証拠固めは先方としてしておられるのだらうと思ひます。しかし、私どももいたしましては、特に私としましては、いま若干それに対して疑点を持つております。特に遺憾といたしましては、ただいま御指摘のよう

ては、絶対に御心配になるような事態はない、この確言申し上げたい気持ちでございます。ただ、今回の事件は、その意味におきまして、連合会創立以来、前の時代を加へますと、約二十年になります。文字どおり寝耳に水と申し上げなければならぬ形でございまして、いづれこの事実が私どもの心証を得ます範圍にまで確定をいたしましたならば、それに対するそれぞれ適切な措置その他を講じまして、実態を明らかにいたしますと、今後こういうようなことの再び起こらないよう全力を尽くしたいと考へておる段階でございます。

○山田(壯)委員 捜査中でありまして、おっしゃつておるような抽象的なお答えしかいただけないのだということでございますが、若干具体的に質問をしてまいりますと、捜査の過程で明らかになつてきたということは遺憾であります。昨年の八月に連合会が買収なさりました土地、京都にありまして日蓮宗の大本山本願寺の境内地二十五万平方メートルを四億九千万円で買収なさつたのでございまして、買収した後わかつたものと思ひますけれども、二重契約になつてゐるという。こういうふうな、大切な組合の資金が、いわゆる不動産投資をされていきます中で、五億円近い巨額な金額で二重契約をされた土地を買ひ上げる。このことは、やはり業務上ずさんであるといわれても仕方がない事柄だと思ひます。一体、こういう運営がなされてゐた欠陥というものはどこにあつたのだらうか。理事長としてどうお感じになつておられるか、お答えをいただきたいと思ひます。

○今井参考人 お示しの点は、若干実態と違ひように申し上げたいと思ひます。この話が私どものほうに入りましては四月ごろでございまして、非常ににお寺の中で派閥闘争がありまして、いろいろあちらこちらに不義理を重ねておつたようでありまして、問題の複雑性にかんがみまして、特に私どものほうの理事をしております専門の判事——これは裁判官の資格を持った方ですが、その方はか役員を派遣いたしまして、その辺の事情

を調査されたわけでございます。いろいろと複雑な内情があり、クレームがついておるから、その意味では非常に検討を要するけれども、一切そういうものがきれいになりまして、登記簿が全然、いわゆるまっさらになりましたならば、これは実態として買入のふさわしい、立地条件といふ値段といふ、買入のふさわしい土地である、かような報告を受けて、それを中心(全)に体で討議した結果、昨年の十二月でございますが、一切きれいになるという実情がはっきり確認できましたので、そこで契約に基づき半金を渡した、あとの半金は引き渡しを受けましたときに出す、こういう約束になっていたのであります。向こうの持ち主に對しまして、いろいろ因縁のある方はどうもあるようであります。私も、それはいろいろと間接に、風聞的には聞いております。その中には、借金をして払うものであるとか、あるいは私どもの金の一部を払うものであるとかということはいましようが、しかし、一切のものは向こうのお寺の本山と話を付けてまして、すべてきれいにした上で、きれいにできるものならこちらは契約を履行いたします、できないものならお断わりいたします。こういう形でやっております。不動産取引の場合にはこういうことはとくに起こりやすいものでございます。もともと、内容はかなり込み入ったことがあるようにすけれども、正確なことは私もそこまで精細に承知しておりませんが、根本は、要するに完全なる所有権ならばいたしません、こういうことを目標にして、それが完成したことを確認した上で連合会の資金の移動を行なっておりますのでありますから、職責上は、尽くすべきところは尽くしたものと、かように受け取っておりますわけでございます。ひとつ御了承願います。

○山田(駐)委員 そういたしますと、権利取得に必要な対価である四億九千万円の組合資金といふものは、そのないようにならなければ支払わぬ、こういうこととおっしゃっているわけでございます。

○今井参考人 そのとおりでございます。半金は、登記簿がきれいになって、完全に所有権の移転ができましたときに払う、残りの半金は、明け渡しが行なわれたときに払う、たゞいま明け渡しの工事中でございまして、この工事が予定より若干おくれしておりますので、立ちのきが完成いたしませんうちは支払わない、こういうたてまえで先方に履行を請求しております。

〔吉田(重)委員長代理出席、金子(一)委員長代理出席〕

○山田(駐)委員 いま一点お尋ねしたいのでございますが、組合の資金として長期積み立ての運用をいたしているわけでありまして、これが国家公務員宿舎といふものになり投資をされていくわけでありまして、大蔵省に關係をして、この関東財務局の管財部の宿舎課長が業者から現金を受け取って便益を与えたということで、先般逮捕されております。この一連とからみまして、四十年度の長期積み立て金を公務員宿舎建設に投資をしていきました中で、国が設計をした六千二百戸のうち三千八百戸が国家公務員共済組合のほうでお建てになった。こういう關係の上から考えてまいりますと、関東の管財の宿舎課長が逮捕されたというところと無關係に大蔵省は見えておりません。公務員宿舎を建てていくのに随分やっていっているのだらうか、競争入札でやっているのだらうか、こういうことの疑惑もあわせて起きてきております。このこととの關係が、一つは、国家公務員共済組合のそういう長期的な資金運用というものにそういう大蔵省の課長あたりまで介入をして贈収賄を行なっている。片一方では、宿舎建設というものが、一体随分やっていっているのだらうか、競争入札でやっているのだらうかという、そういう方法まで含めて疑惑が深まっておりますので、この点については、どういふ關係と運用をなさっているのだらうかということについてお答えをいただきたいと思ひます。

○今井参考人 現在におきましては、この宿舎の工事施行は財務局の責任において行なわれております。私どものほうのお預かりしている金でお払いはするのでありますけれども、工事そのものの性質が、官のお建てになる宿舎と同じものを同じところでお扱いになる便宜等もありまして、財務局中心にやっておられますが、その入札の方法は、申すまでもなく、会計法によりまして競争入札でございまして、随分等しいことは毛頭ございせん。ただ、お話のように、いまのような事実がありますと、これがまた組合員等の疑惑のもとになるという御指摘はまことにございましてあります。私も、これは十分戒心しなければならぬということを今回さらに痛感した次第であります。ただ、たまたまといひましては、その入札価格に際しましてはお金を私どものほうで立てかえてお払いをする、それに伴う利息をいただく、こういう形でございますので、連合会の資産の經理とは直接關係のない運用になる点は、できれば御承知願ひたいと思ひます。

○山田(駐)委員 確かに運営そのものとは關係ございせんので、そういう疑惑があるということとは私共はしておくのが、この問題を取り扱っていくのには大切なことだと思ひますので、十分記憶にとどめておいていただきまして、措置されることを望ましくお考えをいたします。

次に、若干これは問題がある事柄だと思ひますし、もう一歩具体的にお聞きするわけであります。私も労働組合の關係を長くいたしております。労働組合の設立にもいろいろと關係をいたしてまいりましたし、そういうことで、それが事実とすればゆゆしき問題でありますから、ただすべきはただしいかなければならない、そういうきびしい気持ちでお尋ねするわけでございます。私のところにもいろいろ投書が参りました。あるいは心配をして聞いてくる人もおるのでございますが、共済組合の資金がかなり多額に労働金庫に預託をされておるといふうなことが言われております。共済組合の予定金利は五分五厘でございますが、国家公務員共済組合の資金といふものが労働金庫に多額に預託されているということになりまして、どういふ目的で、どういふ利息で預託されているのか、その立場をひとつ明らかにしていただきたいという気がいたします。

○今井参考人 たゞいま東京労働金庫に一億円通知預金をいたしております。たしか、正確には三十八年でありましたが、そのまゝ切りかえ切られかえの継続でありまして、その後ふやしても減らしてもありません。

事の起りは、労働者側のほうから、われわれの資金の一部を健康保険組合その他と同じような意味におきまして、ある程度労働金庫へ預けることは、法律上も適法であるし、われわれはそれを福祉に利用する意味においてやっております。しかし、やはりそういうことはあらためて自分のふところから出して協力するのが順序であつて、そういうまとまった金を利用することは、第二次、第三次の問題ではないか、こういう意見で、かなりやりとりのような場面もございましたけれども、私どものほうの理事会全員も、やはり多少のことではあるが、よろう、こういう御意見になりました。理事会の御承認をいただきました。三十七年か三十八年に東京労働金庫に一億円預けました。そして東京労働金庫のルールに従つて利息をいただいております。念のために申し上げれば、東京労働金庫の預金はたしか百八十億円か百九十億円だと思ひますので、そのうちの一億円でございまして、○山田(駐)委員 共済組合の総資金千五百億円から見ますと微々たるものであるというふうに見受けられるわけでありまして、言われておるのは、労働金が多額の金を借りてトンネル運用をしておるといふうな言われ方がされておつて、非常に不愉快な思いをいたしておるのでございますけれども、そういうふうな事実は絶対ないという立場として受け取つてよろしいものかどうか、重ねてひとつ御答弁いただきたいと思ひます。

○今井参考人 絶対ございせん。いかようにもお調べいただいてけっこうでございます。

○山田(駐)委員 次に、さつきちょっと申し上げましたが、予定金利は五分五厘でございすけれども、いろいろと資金運用をなさっておられるし、俗に言われている利ざや、利差益というものはどれくらい利回りを見られ、どれくらい運用益をあげておられるのか、この際これもひとつ明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○今井参考人 私どものお預かりしてあります資産は、総計で、たゞいま御指摘のように、大ざっぱに申し上げますと千五百億円と申し上げてよろしいのでありますが、大部分はそれぞれ指定された用途に充てられております。すなわち、資金運用部への預託が四百億円ばかり、さらに各共済組合への還元融資と申しますか、五分五厘のレンドで組合員の住宅貸し付けその他に振り向けているものが約四百億円ばかり、かようなことになりまして、いわゆる有利運用として運用できます範囲は、千五百億円のうち三百億円ないし三百五十億円程度であります。これは、御質問もたぶんそうじゃないかと思うのでありますが、一時日本の金繰りが詰まりまして、各銀行がござって高レートでコールをとった時代がございました。私のほうは法律のたてまえといたしましてコールローンを出すことはできませんが、結局この種の資金を銀行が競いまして、どの大銀行も、高いほうは四銭以上という時代が若干ございました。そのころは私もそういう世間並みのレートにいたしてきました。いたしましたが、これは全部そのまゝ会計に正面から入れていたものでありまして、これは三十七年、三十七年が一番盛んであったのでありますが、そのころは全体の利回りが七分七厘ぐらいになっております。大体全体の四分の一ないし五分の一くらいの有利運用でありまして、一分全体の利回りを上げるためには五分五厘が九分五厘とかあるは一割とかいうレートにならないと、大ざっぱに申してそういうことにならないわけでありまして、これが三十八年に大蔵省から規制が出ました。銀行側も一斉に自粛されました、われわれもそれに同調いたしましたして、それ

からは別にいたしてはおりません。で、三十八年からは六分七厘に下がった、三十九年には六分四厘に下がったというようになると相なると現在に至っております。結局、大ざっぱに申しますと、このレートで得ました、ことばはなはだ適当でございせんが、余分といひますか、そういう収入が五十八億円ないし六十億円ぐらいたと記憶しております。

○山田(駐)委員 予定の利率と運用利率の収益というものが大体六十億円前後だということでございますが、そのほかに、直接現金ではございせんけれども、不動産評価益というものはあるはずだと思ひますけれども、これは一体どれくらいあるのですか。

○今井参考人 ごく最近調べたものではございせんが、三、四年前だと記憶しますが、日本不動産研究所に対して依頼いたしました、持つておる不動産の、特に土地でございまして、建物とは別といたしまして、土地の評価をしてもらいました。そのとき出ました集計のいわゆる評価益をそのまゝとりますという、約三十億円になったと記憶しております。したがって、その後の推定をいたしますと、おおよそに申して四十億円はこえておると思ひます。ただいま私どものほうのやり方では、課税を受けない関係もございまして、買入れ価格のままを帳簿価格にいたしております。その分は、一部売った場合には評価益として収入にありますが、あがらない限りにおきまして、買入れ価格のまま温存しておきまして、まず四十億円は下らないのじゃないか、かように存じます。

○山田(駐)委員 私が調べてみましたのとあなたがお答えになつておられると数字的にはあまり違ひありませんが、大体運用益が六十八億円ぐらゐるのじゃないか、不動産評価益が四十億円前後、合計いたしますと、百五億円ないし百八億円程度のいわゆる益といふものがあつてくるわけでございますが、問題はその次なんです。

一体、この運用益の金というものがどのように使われていつておられるのか、どのような措置をされておられるのか。これが第三番目の組合員なり一般の疑惑を増しておる一つの問題点でもあるのですから、一体、運用益がどのようにされているかといふことをこの際ひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○今井参考人 不動産の評価益は、先ほど申し上げましたように、帳簿の中を含み益という形で表へ出ておりません。買入れ価格をそのまゝにしておきますから、いざ処分をするという場合にはそれだけの含みを持つておるわけでありまして、処分をしない限りにおいては、いろいろ御意見があると思ひます。私どももやり方としては将来検討すべきものだと思います。というのは、現在の組合員と将来の組合員の負担の公平をはかりますという意味におきまして、今後の研究課題だと思ひます。しかし、現在のところはそういうたてまえをとつておきまして、含み益で表へあらわれておりません。

それから、現金で銀行からいただきましたもの、その他有価証券、これはわずかでありますが、そういうものの収入益はそのまま一般会計と申しますか、そのまゝ表から受けて利益に計上しております。この利益は、結局積み立て金の中に、みなさんからいただきました掛け金、国庫負担金と合わせて集中されておるわけでありまして、したがって、全然よそへ出ていくという性質のものではなくて、そのものがさらに利を生むという形になるわけでありまして、共済組合制度は、御案内のように厚生年金と違ひまして、厚生年金は年金の計算の基礎が、御承知のように平均標準報酬でございまして、要するに、その年々のもつた賃金に比例して掛け金をする、また、それを基礎にして報酬比例部分をほじ出すというたてまえでございまして、共済組合のほうは、御案内のように、最近はずう々々ベースアップがございまして、このベースアップがございまして、すぐさま過去の分に対する、財産に見合う資産の穴が出てまいるわけでありまして、これは整理資源の関

係として共済組合を通ずる全般的な大きな問題になっておりますが、そういうものには、まず第一にこの運用益が、ことにそのアルファの部分の充てんされるということになるわけでございます。したがって、不動産の益につきましても、現金のほうの益につきましても、結局将来の組合員のために使われるものとして確保されておる、かようなたてまえになるかと思ひます。

○山田(駐)委員 運用益がそれぞれの貸し出し先から帳簿を通して入ってくるので、運用の過程で不正にこれが消費されていくということはないという立場の御説明でございまして、問題の疑惑を深めてまいります一つの要素は、いまあなたが答えをなさつておることに私は誤りはないと信じたいし、そうだろうと思ひますけれども、問題は、今日の国家公務員共済組合連合会の運営というものについて、私は必ずしも民主的な運営がなされておらないのではないかと、そこに今井さん理事長としての立場から述べられる御説明というものが、全体の組合を通して正しく浸透してない、ここに一つの欠陥があると私は指摘をしたいわけなんです。したがって、私は司法警察権を持つておるわけではございせんので、ここで私があなたに質問をしていくことにも限界があるかと思うのです。

そこで、運営の面について、その面からは正をしていくという必要が強いような気がいたします。この際、共済組合の運営の問題点について、あなたの意見を伺いたいわけでありまして、多額の資金を持ちまして共済組合を運営いたしておりますのは、国家公務員共済組合のほかに、それぞれ三公社五現業、五現業の中にはこの中に入つておるものもございまして、三公社あたりは独自の運営をいたしておるわけなんです。その運営の大綱を定めたり、あるいは資金の運用について正確を期し、疑惑を持たないようになつていくために、それぞれ評議員会なり審議会を持つております。この評議員会、審議会には、いわゆる国庫負担を行なう立場の代表、あるいは公社の代表、

あるいは多額の組合費を負担をして掛け金をかけております労働組合の代表、そういうそれぞれの代表が出て運営の大綱を定める評議員会制度をとっております。しかし、国家公務員共済組合の運営の基礎を定める評議員会というのは、各省の厚生課長なり、あるいはそれにふさわしい担当官が評議員になりまして、掛け金をかけておられる。もちろんその人も掛け金をかけておられる。ごさいますけれども、掛け金をかけておられるの主体である労働組合の代表というものは入っておりません。このことが、問題が起こつてまいりますと、意識的に疑惑を深めていく要素にもなりかねないものであります。しかも、形式的には運営というものが民主的にされているという点にも通ずるのだと私は思っているのです。そういう意味で、この機会に国家公務員共済組合の中にあります評議員会というものを、一般公社共済組合が採用いたしておりますように、いわゆる官の側と労働者の側との代表それぞれ出て運営の大綱を定める評議員会構成になる意思が一体あるのかないのか。どちらかという点、今井さんは、私は進歩的な方だと今日まで信じておりましたし、あるいは今後も信じたいたいと思ふけれども、なぜそういう制度の採用をなさらなかったであろうかという点について、この際、ひとつお答えいただきたいと思ふます。

○今井参考人 評議員会をどうするかという問題は、やかましくいいますと、いわゆる立法事項でございますので、私の意見は個人的意見ということにおとりのたかなければならぬかと思ふますが、これはやはり政府提案で国会で御審議いただかなければならぬものだと思いますけれども、ただ、てまえどもの連合会には特殊事情があるという点もひとつ御了解願ひたいのであります。

地方共済、国鉄、郵政は申すに及ばず、それぞれの共済組合におきましては、御指摘のように労使同数によりまして運営審議会が開かれております。そこで問題をおきめになっております。ところが、私どもの連合会は、その中に加盟しております組

合が二十ございます。これは一つずつ法人格を持ち、決定権を持っております。各省ごとに大体できております。ことばは悪いのですが、ざうたいは大きくても、公立学校共済あるいは地方共済は一つの組合になっておりますから、したがって、労使間の関係は構造が簡単にとりやすいのであります。連合会の場合には、加盟二十組合というわけば、株主、その株主が集まって最高決定機関になると、結局これは管理者だ、こういうことからいまして、二十名の代表の評議員会が結局最高機関みたいなことになっております。またもう一つは、結局、いましておる各省の組合員の方々が、各省の組合員ではあるけれども、連合会そのものの組合員なりやいなやという点にも若干問題があるわけでありまして。しかし、それは法律論の話でありまして、御指摘のように実際に利用する組合側の意見が反映しないという点には不合理であります。その点、私全然御意見に反対するつもりはございません。

実は、かつて三十二年でありましたか、三十三年でありましたか、そのころ三年ばかり、各組合に二十ございます運営審議会、その運営審議会の代表だけを集めて一つ機関をこしらえた時代がございます。それによりまして、連合会のいわけば運営審議会、共同の運営審議会、連合の運営審議会というふうな形のものを作って、私は効果があつたと思つておるのであります。これは遺憾ながら途中で消えてなくなりました。その後、組合員の方々はやはりそういうものがなければいかぬという意見が強くなつてまいりました。前の案そのままだではございせんが、評議員会を根本的につくり直すということになりますと、いまの法理論からなかなか研究を要し、また議論が出るところだらうと思ふれますので、その間のつなぎと申してもよろしいかと思ふますが、実態的に連合会を利用する、連合会の施設を利用する組合員の意見が公正に反映できるような機関を何とかして

でつち上げる——ことばは悪いのですが、そういう方向では私も昨年ごろから苦慮いたしておりますし、ただ、一部組合員のほうにも呼びかけておるのであります。どうも組合員側の意見にある程度幅がございまして、いまだにこれがものにならない。しかし、これは特にこういうような事態も引き起こしました今日、御指摘のように、非常に不信感と申しますか、そういうものを持たれた今日、やはり日ごろから中におきましていろいろ帳面から、運営のやり方から一切がございボケットの裏までと申しますか、お目に掛けておらないのが、いざああいことがありまして疑心暗鬼という形になるわけがございまして。その点、御指摘の点は私まことにございまして。その点、御指摘に沿ひまして、至急何らかの成案を得たいということ而努力しつゝあります。

○山田(証)委員 法律のたてまえからどうにもならぬのだという点になりますと、法律それ自身がよくないという点でございまして、法律を改正することは私たちの仕事でございまして。それは皆さんと相談をして改正することになるでしょう。私はやはりそれを証明づけていかなくちゃならぬと思ふのです。あなたが不便を感じられ、しかも、疑惑を持たれ、私が四点ばかり抽象的な指摘なり具体的な指摘をしたのでございまして、組合員なり国民各位に対して疑惑を持たせたという根源が、もちろん不心得な人間にもあつたでしょう。しかし、運営の中にまざるきらないとは言えなう。そういう問題を契機になされるのが一番至当であらう、そういう立場で私はものを申し上げておるのでございまして、どうかそのようにやはり理解をされて、言うべきことはすつぱり言つてほしい。あなたが考えになつておられる方法というものは十分熟知できませんが、諮問機能的なものを設置なさるといふことではないかと思ふのです。この構想も、いづれ文書をもつてお示しをいただきたいと思ふのであります。共済組合法の三十五条で言つておる組合員の多数を代表す

る者、法の言つておる組合員の多数を代表する者というものと評議員との関係は一体どういふ関連があるんだらう、しかも、出てきておる評議員二十名は全部官側である、全部管理者側である。ところが、この人を含めて掛け金をかけている組合員である。組合員の多数というものの基準、こういうものはそれぞれの単位共済の人々の中で代表になつておる人がそうなんだという言い方になるのでもしうけれども、今日掛け金をかけておる人の中の多数である労働組合の人たちが、おれたちの代表を出してくれ、そして評議員会そのものが、まさに組合員全体に疑惑を持たれないような運営の大綱を定めていくことが一番正しいのだという主張が、もしも合理性を持つものならば、それは二十名の連合会の評議員のうち十名は管理者側で、十名は労働組合の側で、こういうことになることも私はおかしくないと思ふ。ところが、うちの共済組合のほうには、組合が代表で出ておるというものは、どうも管理者の側として何か負けたような、うちのところは管理者が代表でわしらの代表が全然出ないという点には負けたような、そういう意識が今日皆無とは言えない。そこで考えられる三十五条の法の解釈というもので、多数を代表する代表者というものが複数であるという点の不合理性、これは一体どこにあるのか。だから、管理者の側から一人、そして多数の組合員の中から選ばれていく、そういう表現が正しいかどうかはわかりませんけれども、労働組合の中から一人出てくる、こういう評議員会構成をするのにはどこに不合理があるだらう。それが、年間二百億円をこえる掛け金を掛けておる人々が考えている意見が、短期、長期の共済組合のあり方の大綱を定めるにあつて述べられていくということにどこに不合理性があるか。これをおやりにならず、何か諮問機能的なものをばくは用意しておるのだとおっしゃつておる。この一段格下げのあなたのもの考え方というものは、その格下げをしなければならぬ理由は一切何なのだらうか、私はよくわからぬのであります。この点、将来の運営が民主

化されていなくちゃならないし、疑惑を持たれちゃならない。みんなが出し合った金なんだからということについて、かような民主的運営を考えていこうとすれば、評議員会に代表を管理者の側と労働者の側と二名お送りになることのほうが当を得ている。このことについて、これは法律を改正しなければならぬ、解釈を明確にしなければならぬという、いろいろと法律上の手続がございますから、それは一応私たちの仕事として考えますけれども、一体、いま私が言っていることのどこに不合理があるか、理事長としてこの点についてひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○今井参考人 主たる点は、むしろ歴史的な原因は、最初に財団法人として各共済組合が集まりまして連合会をこしらえました。それがだんだんと強化されて、ツーステップで現在の状態になっております。初めのときの考え方は、各省限りで年金をやったのでは非常に仕事がかんどうで、不経済だ。資金の運用も額が小さいから利回りが低い。それを協同してやろうということが一つ、それからもう一つは、各小さな組合だけでは福祉事業が十分にできない、それを共同利用にしようではないかということ、各組合ではおやりにならない分をひとつ連合会でやってくれ、こういうたてまえででき上がったわけですが、そので上がったことが、今日までたてまえ的に尾を引いておる、こう申し上げたら、大体空気はおわかりじゃないかと思うのです。すでに各組合というものがさきにあつて、各組合の便益のために連合会をつくつておる。これが一つの法人格を持ち、その下に運営審議会を持った共済組合、それが集まると、ちやうど健保連合会のためまえのように、管理者側がそこに出てくる。法律の規定は、御案内のとおり、どちらでも出せるようになっております。ですから、私どもとして、労働組合側が出てきたら、それはけしからぬというようなつもりは毛頭ございせんけれども、しかし事実上はそうなつておる。それから一方には、率直に申し

まして、評議員会の現実の運営は非常にきめられた事項しか実はやっております。従来の取り回しの慣例からいたしまして、すなわち、定款の変更であるとか、事業計画、予算、決算の承認等、したがらして、私どもとしては、もつともつとふだんの日常の業務に組合員の意向を反映するほうがかえつて実効があるゆえんじやないかという趣旨におきまして、実は数年前から公式ではありませんが、各組合の運営審議会の委員——と申しますのは、私ども、労働組合という形で人を各省の中から連れてくるのに非常に戸惑いするのであります。やはり組織的に考えないと、組織化という形で組合員の代表としなければならぬ。そうすると、各省が公認されておる運営の委員の中から御出席願うというのが、一番連合会の立場としても順序が通るのじやないか。そういう方々のお集まりに對しましては、二、三年前からあらゆる場合に懇談の場を持つておるのですが、その懇談の場では、確かにおっしゃるとおり不十分でもございまして、最近ようやくこれを定款上の機関にしようといふところまで話がまとまりかけておる。まとまりかけておるので、まだこれはきまつておりません。それで、実は私、連合会理事長の立場から申しますれば、評議員会に労働者が出てくることを少しも拒める立場でもありませんし、これはもう御随意でございます。しかし、各省はそれぞれ共済組合の「デモニー」を持つておられますので、こういう方がどういう方をお出しになろうと、これはいけません、あなたのところはこういうぐあいに、とは私どものほうからも申しにくい。そういうことを私の長い間の経験から、簡単に申せば労使あつせんのような立場におきまして、何かこう漸進的なものをかためていきたい、こういうことで、この一、二年來、この事件と離れまして、私、いろいろな行動をとつてきたつもりであります。どうもやはり組合員代表の中にいろいろ御意見がある。おっしゃるやうに、評議員会に出るのが一番いいのだ、とにかく実際はそれよりも権限を持たすのがいいのだ、こういうやうな

御意見もあれば、いや、それよりも実効をおさめて、いろいろ土地を買つて、保養所をつくるという問題に、個別的に意見を述べるほうがいいのだというやうな式に、いろいろ御意見があります。また、当局側のほうにもそういうふうな御意見が割れておりますので、その辺をあつせんをするやうな形におきまして、私はいま漸進主義をとりまして、先ほど申し上げましたやうな案を具体的に根拠に置いて、たたき台に置いて、そうしてひとつ各方面の御意見をまとめた。そして、一歩でも二歩でも、御趣旨に沿うやうな方向に持つていく、こういう立場をとつておるわけでございます。理論的にどうのこうのという問題ではございません。ただ、沿革があるということだけちょっと申し上げておきたいと思ひます。

○山田(社)委員 いま評議員の中に管理者の側の人たちばかりが代表として出てきて、大綱についての決定をするし、定款の上からもその地位を保証されておる。そういう今日の形をつくり上げておる歴史的な背景、こういうものは私もわからぬことはありません。単位共済だけの運営では効率も上がらないし、ある意味では独自の収益性もまづいかなないといふことも、わからぬことはありません。しかし、それは確かに今日の側面的な理由にはなつておりますけれども、資金総額が千五百億円もあり、運用資金だけで三百億円もある、しかも運用益が六十八億円もあり、不動産評価益が四十億円もあるという、これだけの資金を運用していく連合会になつたといふことを忘れてはいけません。その連合会で年間運営の大綱をきめる評議員会が管理者側だけである。これが法律上も定款上も単位共済の代表者として出てきておるのだ。私は、それだけでは疑義はありません。しかし、そのことが、もう一言つけ加えておけば、評議員が監事なりその他を兼任をしておるやうですね、どこに牽制制度があるのですか。牽制制度すらない。私は、そういう評議員会なり、そこから指名されていく役員というものが、ああいふ汚職、収賄といふかっこうに発展をしたの

もむべなるかなという気がします。だから、私が前段に、できるだけ問題点をしぼつて、いわゆる捜査上のことでもありますが、なかなかわからぬこと、疑惑を呼ぶことについての追及はいたさないようにしておるのでございませうけれども、事、運営の問題については、これは私とあなたの立場でもっと明確に、あるいは具体的な意見のやりとりができるものだと思つておられます。それだけの大きな総資金を動かしておる連合会が、いま私が指摘をしたやうな管理者側だけの評議員会運営というのでは、あるいは牽制制度のないやうなやつで、監事なり役員を選んでいくといふやうなやり方では、将来この種の疑惑を増すやうな問題が起らないといふ保証は、運営上からは指摘できぬと思ひます。保証はできないと思ひます。そうなりますと、この時期に漸進的な方向といふのは——やはり急激なものごとを転換することに人間は反感を感じるものでありますから、その漸進性といふことは、私は否定はいたしませんけれども、この問題については、漸進性が評議員会構成を取りかえることを指さしてはしませんが、いまして、これは法律上の問題はおまかせをいただくことにして、理事長として責任ある運営をお立てにならうとするならば、いま私が指摘をいたしましたやうに、法三十五條にいう組合員多数の代表者といふものは、管理者側一、そして、労働組合側と言つては語弊があります。ならば、単位共済の中に持つておる審議委員でございませうか、審議委員のそれぞれの代表、こういうものをもちつて評議員会を運営することは、不自然でもなければ急激な変化でもない。しかも、従来の管理者側の代表一名を入れておつた過去の歴史の側面というものは、これだけの資金運営をやる今日、片側でこういう問題を惹起したといふ点を考え合せていくならば、この際実施していくのに何の不自然さもない、むしろ、あなたはそういう気持ちぢやないと思ひますけれども、漸進性を持たせるといふことで、一筆にそこへ持つていくのはいけないから、片一方で諮問機能的なものを設

置して各側の代表の意見を聞きたい——なぜこういうものを片側に設置されるかということにむしろ疑惑が起りますよ。だから、それは今井さんだつて気づいておられない点ではないと思ひますが、この際そういう立場に踏み切つていただく、あとの法律上の問題点については、有能な方が与野党含めてたくさんいらっしゃるのではありませんか、あなたの運営が、正しく、あるべき方向に、法律改正なり解釈の統一をして明らかにしたいと思ひます。その立場をもう一ぺん、大事なところでございますから、述べていただきたいと思ひます。

○今井参考人 私ども前から、たとえば今回問題になりました、私どもの責任でやっております厚木の分譲地八万坪ばかりなどというためには、各省から職員の方、管理者側の方、合同によります委員会を設置しております。場所をどうきめる、どの程度のものにするというようなことも、そういう方々の御意見が中心となつて一切行なわれてきております。あるいは機関紙編集等につきましても、そういうものをすてにつくつております。そういうふうな、問題が特に職員側の意向を反映できるようにする、そういう方法を私どもは講じておるので、それをなるべく拡大強化したいという考え方が一つございます。しかし、一方、いわゆる連合会の運営管理という、批判というか決議といひますか、そういう機関も必要であることは確かであります。

〔金子(一)委員長代理退席、委員長着席〕
それをいま評議員会はやっておるわけでありま。その間、いまお話しになりました労使の代表による審議会といひますか、協議会、そういうものの位置をどこに持つていくか。単に連合会の中に入つて、一緒にむずかしい仕事を、特に組合員の意見が強く反映しなければ、結局仏つくつて魂を入れないようなこと——そういう分野へどしどし入つていくための基礎というふうな、いま私の申し上げたような案を入れますと、これはやはり評議員会にするのかえつてまづいような形にも

なつてまいるわけでありま。私は、私なりにこうでなければならぬという絶対的な考え方を持っておりません。ただ、いまの職員側の意向と管理者側の意向とは、私もこの道では相当年期を入れたつもりでおりますので、相当の食い違いがあることは認めております。それも何とか歩み寄りたい、のみならず、それがまた連合会の運営をいふゆる民主化するために役に立つものにさせたい、そういうことでありますと、評議員会をいふば認証機関のようなものにして、年に二回、予算と決算を一日やつて、よろしいという最後の判をいただく機関にいたしまして、実態の審議なり、また日常運営にまで入つてこられるような機関に労使代表からいま御指摘のようなものを入れ込む方法だつたら、これはすぐさま労使の話し合ひで話がまとまるのじゃないか、しかし、それでも権限がなければ意味をなさぬということになりますので、それはひとつ定款にはつきり書いて、そして、一年なり何なりためてみようじゃないか、それで、どうでもこうでもということになれば、そのときにはまた管理者側のほうにお考えを願う方法があるのじゃないか。健保連合会等の例もございますものですが、したがいまして、管理者側の意見も意見なりになかなか根強いものがございます。決して私は職員側の意見が間違つておると申すわけでもございせんが、その沿革と現状とを興味いたしまして、今回の事件を契機に、私は、私の申し上げたい案を最上唯一のものとは考へておりませんけれども、話いかんによつては、かなり弾力性を持つて、とにかくここで御趣旨に沿うようなものを何とかでつち上げた。私一人で右往左往いたしましてまともにかねる面もございせんが、全力をあげたい、こういうことを昨日もそのお集まりの席で申し上げたような次第でございます。

○山田(社)委員 どうもどこにか何かひつかつておるような気がしていかぬのですが、結局、それぞれの管理者の側なり職員の側の意向といふものが正しく反映をしていくようなものが何かほしい。しかも、それは定款上明定をして、そのことが有効に作用するようにというお気持ちを中心に述べておられるのでございせんけれども、やはり私は、変なことを申し上げるのですけれども、民主主義といふものは形式が大事であるし、しかも、たくさんな数を持つる出資者といふものが、いわゆる掛け金をかける人々が、どういう意図で、管理者の側の反対意見で阻害をされておるのだから。私は、そこに共済組合運営に、管理者の側と職員の側、いわば労働組合の側とが利害が対立をするという条件があるなら、私は管理者の側がどうも言うことを聞かぬ、頭がかた、排除したがつておる、こういうことはわからぬことはございせん。しかし、共済組合の運営といふものは、定款上も明らかなように、全体の福利を高めていくというところにあるのでございせんから、民主主義はそういう形式をとるとするならば、なぜ評議員会に入られられないのか。このことをあなたといふまおしやつておることばで釈明つづけたらと私は思ひません。この点は、私は、理論の問題じゃないと思ひます。この点は、疑念をただし、運営を民主化していくということを書くために、運営上いふ一番大切な道はそれじゃないだろうか、そういう立場で私は申し上げておるのでございせんから、あなたのおしやつておる、定款上明定をして、片側でそれぞれの意見が正しく運営に反映してくるような、新たな組織を持ちたい、このお考えと理論的には一致する問題だと私は思ひます。形式的に異なつておる、機構上異なつておる、これを二つに分けなくちゃならない今日の理由といふものはないと私は考へる。だから、この際、評議員の中に片一方だけの管理者の側が集まつておるような機関を必要とする理由がわからない。なぜ共済組合運営に管理者側だけが集まつて評議員会を持たなくちゃならないのだから。しかも、年々どの程度開かれておるか私はお伺ひしたいのですけれども、実際運営といふものは、課長以上の手によつて進められておるのではないだろうか、私自身運営上疑惑を持ちます。そうなつてくるなら

ば、私は、問題の運営上幾つかの疑点が生ずるとするなら、運営委員会、評議員会自身の中に、構成の中に疑惑を生む要素があるといふふうな置きかえてみたつてしかたがないのじゃないですか。それからもう一度、評議員会といふものは、一年にどれくらい開かれておるのだろうか、そうして、実際の連合会の運営といふものはどういう方法でやられておるのだろうかといふことまでお聞きしなければならなかつてまいりますから、その点をもう一度ひとつ……。

○今井参考人 評議員会は、先ほど御指摘のように、管理者側でなければならぬという文字は法律上ございせん。ただ、その組合を代表するといふだけでありまして、それが現在の運用では管理者となつておる、そういうたてまになつております。したがいまして、そこに若干のところ職員側の代表が出てまいりまして、私どもは、あなた方はどういふ資格ですが、こういうことを言うべき筋でないことは確かでございます。私どもは、ただ組合の代表者である、二十の組合が主権者であるという立場でお相手しているだけでございまして。したがいまして、この財団法人の評議員会でもそうでございますが、評議員会といふのは、開催はきつめて限られるのであります。いままでの十何年の歴史もそうでありまして、年に二、三回、予算と決算が中心でありまして、ほかにきつめて重要な事項のために一回くらい集まるか、こういうのが慣例でございまして。そういう場合に、もちろん労働組合が出てはいかぬと思うわけではありませんが、それよりむしろ毎日の業務運営のほうに顔を出してほしい、私はむしろそういうふうにお願ひをしたいつもりでございます。それで、理事會は毎月一回、定例のほかに必要に応じて臨時に開くことがあります。特に理事会機構等におきまして、その大ざつぱなことは理事会で定められるけれども、いまのような住宅地の問題でありますとか、やれ何の問題だとかといふふうなことは、そういうところへ具体的に入つてしまふほうが、結局職員側のあれが出るゆゑんじゃないか。

のみならず、現在の段階におきましても、各省の担当課長さん方も、今度私が打ち出しました新しいというか、新しくありませんが、各省の運営審議会、労使代表というものが集まった席で、そこでできたことには絶対敬意を表します。こういう一札を実はもらったのであります。したがって、評議員会というものをもちと毎月毎月活用するようにすれば別でございすけれども、それはどうも評議員会の名前からいってもおかしいし、私は繰り返しますが、評議員の中に職員代表が来たら断わるという意思は毛頭ありませんが、それを实际的にみんなの意見をほんとうにうまく組織化、集約化していくという趣旨から考えたほうが、この際——この際というよりも、共済組合の運営をより職員側の要望に沿うようにできるんじゃないか。したがって、評議員会なら評議員会の話がまとまるのを私は妨害しようというつもりはございませんが、その話がなかなかうまくいきませんとしますと、実質的な評議員会のかかりをするくらいの下請け機能的に、実態の内容、たとえば事業別にいたしても、そこで実質的な審議をする、決算にいたしても、すべて実質的な審議をして、あとは評議員会の認証だけにするという、こういう形に持っていくということが、少なくとも前進である、それを前進だといふふうに見られる評議員もおられます。しかし、同時に、実際に尊重するといったって法律に書いてなければだめだ、こういうふうに言われる方もおられます。これも私はわかります。しかし、全体の労使の意見をまとめるという、残念なと申しますが、いまのところそういう案で私は右往左往しておりますので、これが御趣旨からいけば、非常に不完全だ、もの足らぬということも、私は決して否定はいたしません。いろいろの事情からいまして、これは理事長だけであつてにきめられませんかだけをひとつ御了承願ひまして、私の意のあるところをおくみ取り願えれば非常に幸いでございます。

○武藤委員 ちよつと関連して。

今井さんのただいまの新協議会、どういふ名称か、仮称のものを考えておる、これは二、三年、うまくいかぬか、ためしてみたい。ためしてみたいという発言の意味は、二、三年やってみて、どうもそれよりも評議員の中に労働組合員代表を入れたほうがいいという、そういう情勢になれば検討し直すという意味が含まれていると思うのですが、二、三年の検討期間を私たちも十分注視したいと思ひます。そこで、もしそういうものを定款の中に新たにつくつて、法改正はしないが、定款できちつと位置づけをする。その際にその協議会なるものがなす業務内容、あるいは審議内容——いままではあなたのほうは、労働組合代表にはこういう四十一年度計画ですというところをお見せして、ただ意見を述べさせるだけで、何も決定権を与えないわけですね。もう事業計画がすっかりできてから、意見があつたら言え、これでは、なるほど組合員の多数を代表する諸君から見れば不満がたふさんある。そこで、何らか積極的に、一カ月一回なりあるいは二カ月に一回なり、こういう事業を今後やりたいのだが、これをどういふ方法で伸ばすことがいいか、皆さんいい知恵があるなら、こういう案ですから、業務内容まである程度仮称協議会なるものを伸ばしていく、それも、ただ単に事業年度計画をつくつた際に意見を聞くだけにどめるのか、その内容というものは、一休どの程度までを理事長としては一応考えておるわけですか。

○今井参考人 これに近い形のを、先ほどちよつと触れましたが、三十二、三年時分に持ったことがございます。これを提案したのは私なんです。これは私個人なんですけれども、そのときに、これは定款上のもではないのでありますけれども、名前から、運営規則から、招集権から皆さんにおきめくださいというふうに取り運びまして、しかも、事業計画をつくり出すときには、一応その骨子だけは全体計画で議論してもらいましたけれども、そのうちから労働

使の若干の小委員をあげていただきまして、それ以前に手前どもの事務局が入りまして、共同で事業計画をつくつた年もございました。そして、それはそのまま評議員会で認められたわけですね。ところが、そういうふうに入ると、結局、まるで連合会のちよつと持ちこたになるのではないかと、いふうな意見も一部に出まして、それがいつのまにやら、招集をしても——招集権は私になつたのですが、お集まりもだんだんに延びてしまつた。ところが、その後私のほうから呼びかけまして、運

審の代表をお集めしますと、だんだんそういうふうな、前に近いようなものがあつたほうがいいのではないかと、いふ御意見も一部に呼ばれるようになった。それではいかぬ、評議員会というところ、それで、前の歴史もあり、それから各省の運営、各省の労働組合によりまして、官側の人たちの受ける印象も非常に区になつてあります。やるならほんとうに頼みになる、事業もそのまゝかかるという人もあれば、とんでもない話だというやうな人もありまして、それで、これだけの話をまとめるのに、評議員会の方の御賛同は実は一応いただいたのです。私の案として提案はしておりますが、その背後には評議員会の方の一応の御賛同はいただいております。結局、定款変更となりまして、これは評議員会の議決事項でありますから、その辺を踏まえると、いまのような形になりまして、そこで実際に職員代表を入れると、信頼感も起こるし、内容も向こうさんが納得できる、よりよいものになるのではないかと、いふうな実績があがれば、私は評議員会の代表者問題はおのずから解決してくるのではないかと、しかし、また、そこは非常に妙な形のものになりますと、そこで各省の課長さん方の信頼も水のあわとなる、その辺を少し——私は二、三年も考えませんが、少なくとも一年実際やってみたら、相当全体の見通しが立つていくのではないかと、これは私だけのあれでありますけれども、連合会として考えているわけではございませんが、そういう立場で何かこ

組織集約していくかというものがどうしてもないと、連合会としてまずいということが二、三年前から私の頭にあることは、これははっきり申し上げておきます。

○武藤委員 今井さんの前向きな姿勢だけはよくわかりました。それがどうしても組合員の意向のように進まぬというの、やはり大蔵省がかなり抵抗線、壁になつていて、いふことをわれわれは前々から感じておつた。ぜひあなたのいまこゝで答弁された構想で一応トライ・アンド・エラーでやってみる、もしだめだった場合には、その後により抜本的な方法を検討する、それはそれとしてひとつ期待をいたしたいと思ひます。

もう一つ聞きたいのは、いま常務理事が逮捕されて、事務局局長ですね。事業計画を策定するそういう重要な地位にある人が逮捕され、さらにそのこの人も二人ばかり逮捕されている。そういう事態のときに、四十一年度の事業計画をあした是非でも強引に決定をしたいという意向のようですが、こういう事態があつても一年分をここで強行しようということですか。私どもは、こういう事態があつたら、組合員の不信感があるのですから、暫定的な事業計画を策定しておいて、そして皆さんの不安がないように、じつくりこゝ一、二カ月間は個々の組合員の意見が反映されるやうな諮問を十分して、さらに評議員会も重ねて、連合会にとつては断じて今回の事件は心配がない、こういうわけだということ、これが浸透するまで——一カ年間の事業計画をあした無理押しに評議員会で定めるというやり方はちよつと考えなければならぬのじゃないだろうかという感じが私はするのであります。いまのところ、今井さんの処理進行状況と考へ方はどのような考へをお持ちでございますか。

○今井参考人 ただいまの捜査の状況からいいますと、御指摘のような御意見が出るのは御無理とも申し上げませんが、私どもの事業計画の取り運びといたしましては、昨年中に各組合から御要望の事項を残らず書きものにしていただきまして、

それを集約いたしました。やれることやれないことに区分いたしまして骨子案というものをこしらえました。その骨子案について相当の論議を重ねていただきました。ことしもそのためには労使代表にいまの連合運審みたいなところで二回御討議をいただきました。ところが、新しい御要望事項は大部分は連合会としてそろばんが合いません、そういうあぶないことはできませんというふうなことでお断りしたような形になりました。この点はだいたいおしかりを受けました。それで、その御趣旨を体しまして、私ども、それはむずかしいとは思いますが、もう少し検討を重ねれば、その中でものなるものもあり得るのじゃないかというので、いろいろその中にはこまかい案もありましたけれども、引き続き検討するようなプランを別にこしらえまして、そしてあとの御了承を得ましたものとくつつけたものが、いわば今度の数字を盛った事業計画でございますが、どの程度のもを各組員にお貸しします。家はどれだけ建てます、こういう大きなところはあらかじめ骨子案で御審議願っておりますので、結局、問題は数字の合わせ方でございます。数字は、お察しのとおり、書類は全部と申してよろしいほど警視庁のほうへ引き揚げられましたので非常に苦労はいたしました。しかし、二、三日後には全部必要なものはリコピーさしていただきましたので、数字の計算としては少しも支障がない、一応手順どおりに事業計画の印刷ができましたのでございます。

それから、連合会全般に対する不信感ということになりますと、これはまた一切が過ぎ過去にさかのぼりまして一つずつ伝票までシラミつぶしにやっていたとさせていただきますと性根がすわらぬ、こういう見方も私否認するわけじゃありませんが、私はむしろそういうことも適当な方法でやってほしいと実は申しておるわけです。しかし、事業計画そのものとしては一応そういうふうな積み上げの上にてきておりますから、これは御決議いただきまして、御趣旨も、それだけ練っていただきた

けのことは何らかあともものをいうような形にしてください。また、よけいなことを申し上げれば、そういうこともあります。がゆえに、日常の業務にタッチしてもらうような運営審議会がほしいという私のそういう結論も出てきたわけでございますが、そういう意味からいいますと、大蔵省の規定によりますれば、実は一月末日までに翌年度の事業計画を出せというルールになっているのです。しかし連合会の事業計画は、各省の二十の組合が全部で上がりまして、それが固まった上でないといけないのでございまして、私のほうはよくわかる、これはやむを得ない。しかし、ちょうど国会における予算と同じようにやりこの三月一ぱいまでは必ず出すというたてまりになっておりまして、したがって、私どもの予定では、その趣旨で明日評議員会で御審議願いたい、かような段取りをつけておるわけでございますが、事業計画でございまして、問題いかにによりましては途中で補正も決して不可能ではございません。また、国の予算は金しりやなやましますものではございません。しかし、大体の大ワキは、いま申したとおり、事前に御審議いた

いて、特に大きなものはいまの貸し付け金と、新しいいわる特借住宅でございます。

○武蔵委員 それから、常務理事、事務局長が逮捕されて、そのかわりは理事長としていまだれを任命しているのですか。一応補佐するところの事務局長代理ですか、そういう場合には正式な事務局長はつくれないにしても、そういう業務はだれに一切委任してやらせようということですか。

○今井参考人 私どもの組織を申し上げますと、連合会の事務局というプロパーの舞台、これは福祉をおもにやっています。その舞台のほかに、長期給付をやっている年金部と旧令共済部、旧陸海軍の年金、朝鮮その他の引き揚げ者の年金というものを扱っているのと、おおよそ三つに分かれております。栗田は事務局というプロパーな舞台で、私がそこにおりますから私のところの直結舞台なのでありますが、あとの二つは外局のよう

な形でありまして、その年金部の次長に臨時に事務局長の事務を応援させています。

○山田(駐)委員 私がこれから伺いしようとしたことがいまの質問で大体述べられておりますので、私も簡単に伺って終わりたいと思うのであります。

定款を変えて、運営審議をもつと労働者の側、管理者の側、双方の意見を取り入れて、少なくとも民主的な方向に育て上げていきたいという意味の組織を考へておられるということをお伺いいたしました。私が申し上げたのは、評議員会の構成をそれぞれの側で複数で出して、そうして形式的な評議員会ということとで予算、決算だけに終わらずに、その中から、あるいは今井さんの構想のように運営審議に当たる部分にまで何回か回数をふやして意見なりあるいは批判をするという制度をおつくりになることもあんまり大差はないわけでございます。ただ、おっしゃっている気持ちの中に職員側の代表というものを入れることを管理側がどう思うだろうか。あなたのおっしゃっている構想を進めていくうちに信頼も生まれて、長い年月はかかるけれども、一年ぐらいのうちにそういう方向になるかもしれない、こういうおっしゃり方は、一つの流れを申されておるのだと思えますけれども、管理者側がどう思うだろうか、共済組合の運営の根底にあるそれぞれの側の認識のしかた、ここに私は問題があるかと思ひます。それが幾つかの疑惑を生んでいくのかもしれない。少なくとも、国家公務員共済の場合は、職員の側が約半分、国の側が約半分出合つて、両方が同じ株主ですよ。その人たちの人格というものが、評議員会運営を通してやはり正しく結びつく、組合員多数の不満があるとしたら、これは私は解決してやらなければいけません、共済組合というものはそんなものだろう、運営の民主化というものはそんなものだろう、それを、私は一体どこに矛盾があるだろうかということでお話したわけです。しかし、あなたのおっしゃっている気持ちの中には、運営審議ということと定款を改めて、

十分意向を取り入れるようにしていきたいということのお話の発展的な結論というのは、評議員会構成にまでそのことが及んでいくことを私としては妨げないというお気持ちでございますから、それはそういうふうなことで締めくくりにしておいて、あとは三十五条のいう多数の代表者の複數制につきまして、そういう歴史的な幾つかの側面を持つておるのでございますから、これは私たちが共済組合法を審議いたしますときに、法律の部分を担当するわれわれの側で、与野党ともに十分正常な意見を交換いたしまして、対立感情ではなくて、まじめに、共済組合運営というものが疑念もなく民主的に運営されていくように、どうその解釈を統一するかということも、私たちは私たちの責任でまともに、理事長のお考えと一致できるようにしていきたいものだと思いますし、そういうふうな理事長も理解をいただきました。私が申し上げた点をひとつ将来の運営の中にきわめて早急に生かしていただきますように、これはあなたに強く要請をしておかなくてはならぬと思うので

す。

それから二つ目に、武蔵さんもお聞きになりましたけれども、こういう状態の中で、警視庁から書類を見せられて、コピーをとって事業計画をお立てにならなくてはならぬという、制度的な立場からの御苦勞は私もわかります。わかりますが、そういう片側で幾つかの問題点が未消化の段階で、年間全体を通ず事業計画を制度上お立てになる必要は——私は理事長としての責任は痛感いたしますけれども、ここでは私は暫定的な事業計画をお立てにならなくては——いまいけない不祥事件がたびたびあるわけじゃございませんから、あつてはならぬこととさせていただきます。特にそういう場面に直面をした今日の国家公務員共済組合の連合会としては、警視庁で帳簿を写し取ってお書きになるということは、数字的には私は間違いがあるとは思いません。思いませんけれども、ここでは暫定的な事業計画をお立てになつて、全体がすみやかに整理をされていった段階で年間を通ず事

業計画を立ててなることが、私は一番適切なよう
な気がしてならぬのでありますけれども、この
前者の、後者の二点について最後に御答弁をいた
だきたいと思ひます。

○今井参考人 前段につきましては、まあ、いろ
いろ重ねてのお話でございますし、お気持ち、御
趣旨の方向は十分によく承知いたしました。私の
置かれてゐる地位、立場、経験等はフルに生かし
て、御趣旨に沿いたいと思ひますが、何ぶん業務
の執行という問題よりはみ出た問題でございま
すので、私がやろうとする最低線を申し上げたい
ということではお聞き取りをいただきたいと思
ひます。

それから、第二点でございますが、まあ、新聞
報道があのように出ましたので、先刻来お示し
のように、組合員並びに国民にも疑惑を持たれるよ
うになつたということ、私はそれは決して無理と
思ひませんが、しかし、私のように、ほんとうに最
後の人生をかけた男としてはまことに残念でなら
ないわけでありませう。こうなりました以上は、も
ちろんとことんまで明らかにしていただくような
ことをやっていただかねばならぬと思ひますが、
同時に、筋の通つたことはやはりぜひやらしてほ
しい。もしも三月三十一日にできるものを延ばし
ておくということになりますと、私どももいたし
まして、これは評議員会で否決ということならや
むを得ませんが、やはりこれは疑惑を増す一方で
はないか。私どもはあらゆるものを小切手の銀行
渡りでやっております。さつきのオーバーレイト
も全部正面から受けております。また、あまりえ
らそうなことを言うのは控えますが、とにかく、
日常の経営について——まあ現在の汚職というも
のを全面的に否定しようなんという、そういうな
まいきなことは私は申しませんけれども、少なく
とも公の経営につきましては、責任のある御答弁
はいつでもできるつもりでやつてまいつたつもり
であります。したがうして、組合員の中にいま
のような御意見が出ることも、私は決して無理と
思ひませんけれども、ひとつ、できませぬものはわ

れわれにやらすことをお認め願ひたい。まあ、別
に何の野心もなく、ただ、こういう事業が将来日
本のために意義があるということだけで、私に言
わせれば、なるべく最少の人数で最大の効果をあ
げるといいますか、最少の経費で効果をあげる
という線です。やつてまいつたことに対して、最近各
面から御批判を受けましたから、私もここで大い
に考え直す用意は持っております。しかし、やは
りいいところは生かしていく必要がある。その
点、率直に各方面の御意見を伺ひますと同時に、
深く反省はしたいのですが、一から十まで悪かつ
たということには、私はどうも納得できない点が
ある。はなはだもつてなまいきであります。そ
んな気がいたします。それで、あしたのあはれは、
私どもそういう意味におきまして、三月三十一日
の期限というものは守れる限り守るということ
で手続は運ばせていただきたい、それをひとつお見
のがしいただきたい、かようにお願いをしたいわ
けであります。

○山田(耻)委員 理事長としての立場は、私もた
いへんよくわかります。申し上げた事柄も、そう
私をわづらひて申し上げておるつもりじゃございませ
んし、両者十分お含みの上、明日の評議員会とい
うことも考慮されて、全体の疑惑が払拭できるよ
うに最大の努力をひとつお願いしたいということ
を重ねて申し上げまして、終わります。たいへん
御苦勞でございました。

○三池委員長 今井参考人にはたいへん御苦勞さ
までございました。

次会は、明後四月一日午前十時より理事会、十
時五分より委員会を開会することとし、本日は、
これにて散会いたします。

午後三時四十八分散会

昭和四十一年四月五日印刷

昭和四十一年四月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局